



古 賀 市
子どもの未来応援プラン

2019年3月

古 賀 市

古賀市子どもの未来応援プラン

2019年3月

古賀市

はじめに

近年の人口減少と高齢化の進行及び経済状況の急激な変化により、子どもを持つ保護者の孤立、雇用形態の変化、世帯収入の減少など、子育て家庭を取り巻くさまざまな環境が変化しており、子どもたちの将来に影響を及ぼしています。



子どもの貧困は、わが国の大きな社会的問題です。厚生労働省が発表した日本の子どもの相対的貧困率は13.9%（2015年国民生活基礎調査）であり、子どもの7人に1人がいわゆる貧困状態にあるとされています。

また、福岡県は9万世帯を超える生活保護世帯、8万世帯を超えるひとり親家庭があり、全国と比べて割合が高くなっています。

古賀市では、これまでも経済的な理由をはじめとした困難な状況にある家庭の支援を進めてまいりましたが、一方で社会の変容による複雑・多様化した問題への支援が課題となっています。

本計画では、これから未来を切り開き次世代を担っていくすべての子どもたちが、夢と希望をもって生きていけるよう、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの基本方針を柱としたさまざまな支援について示すとともに、国に先行して市独自の指標を盛り込みました。今後、古賀市として本計画に基づき、全庁を挙げて「貧困の連鎖」を断ち切るための取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

2019年3月

古賀市長 田辺 一城

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 古賀市の現状について	4
1. 子どもの人口	4
2. 世帯状況	4
3. 出生者数	5
4. 保育所等の入所等人数	5
5. 保育料と利用者数の状況	6
6. 小中学校児童生徒数	7
7. 児童扶養手当受給世帯数	7
8. 就業率	8
9. 生活保護受給世帯数	9
第3章 子どもの生活に関するアンケートについて	10
1. 子どもの生活に関するアンケート	10
2. 子どもの生活に関するアンケートの概要	10
3. 子どもの生活に関するアンケートの主要結果	11
4. 子どもの生活に関するアンケートにおける子どもの貧困率	33
5. 各調査対象における生活実態と貧困の関連	35
第4章 計画の基本方針について	37
1. 計画の基本方針	37
第5章 計画の推進について	39
1. 子どもの貧困に関する指標	39
2. 計画の推進に向けて	41
第6章 具体的な取組について	42
1. 教育支援	42
2. 生活支援	48
3. 保護者に対する就労支援	55
4. 経済的支援	58

資料編

6 2

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律	6 2
2. 古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱	6 6
3. 古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿	6 8
4. 古賀市子どもの貧困対策推進委員会要綱	6 9
5. 古賀市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿	7 0
6. 計画策定経過	7 0
7. 所管課連絡先	7 1
8. 用語集	7 2

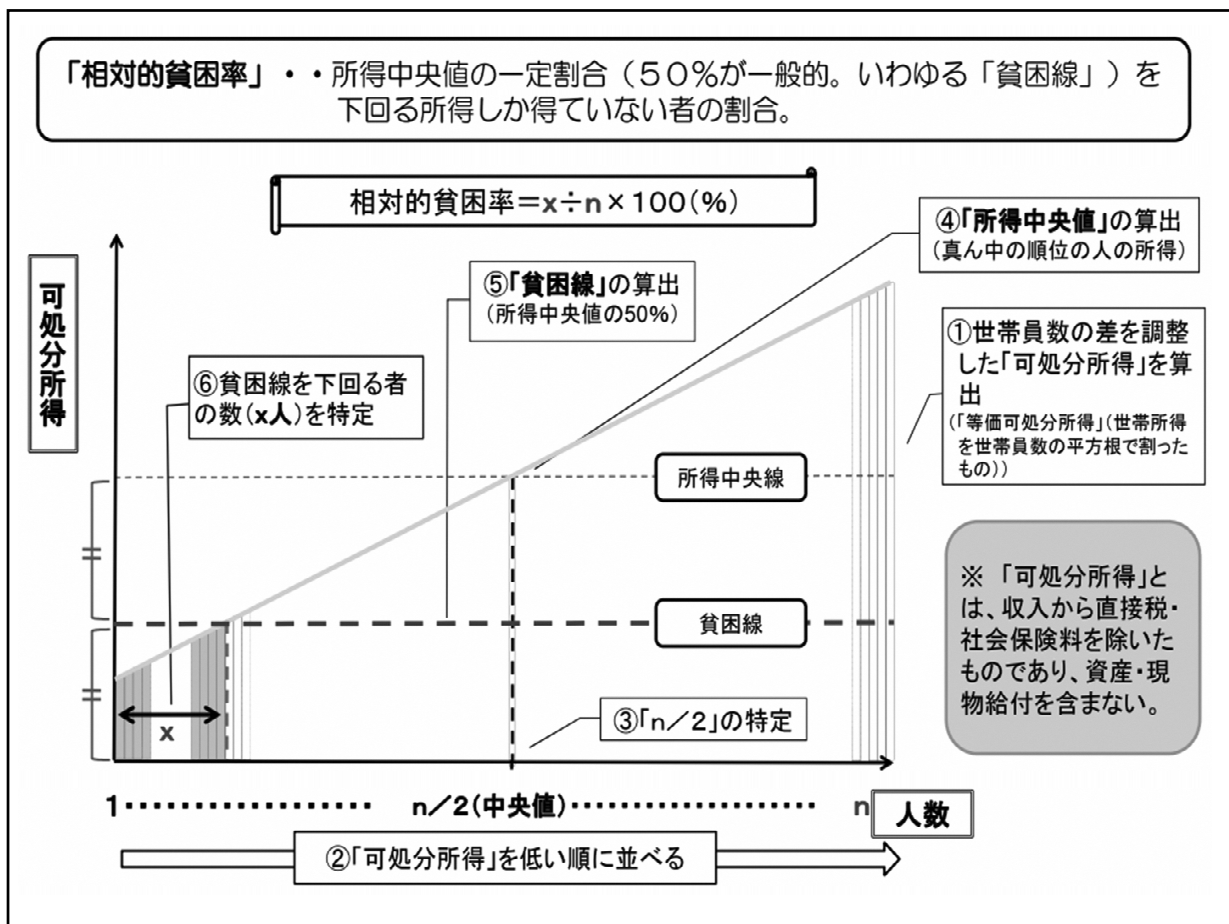
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

2012年の国民生活基礎調査における相対的貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいて算出されており、16.1%と公表されています。【図表1-1 参照】

その内、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合を示す子どもの貧困率については、16.3%（およそ6人に1人）と公表されており、大きな社会的問題とされています。

【図表1-1：国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出方法】

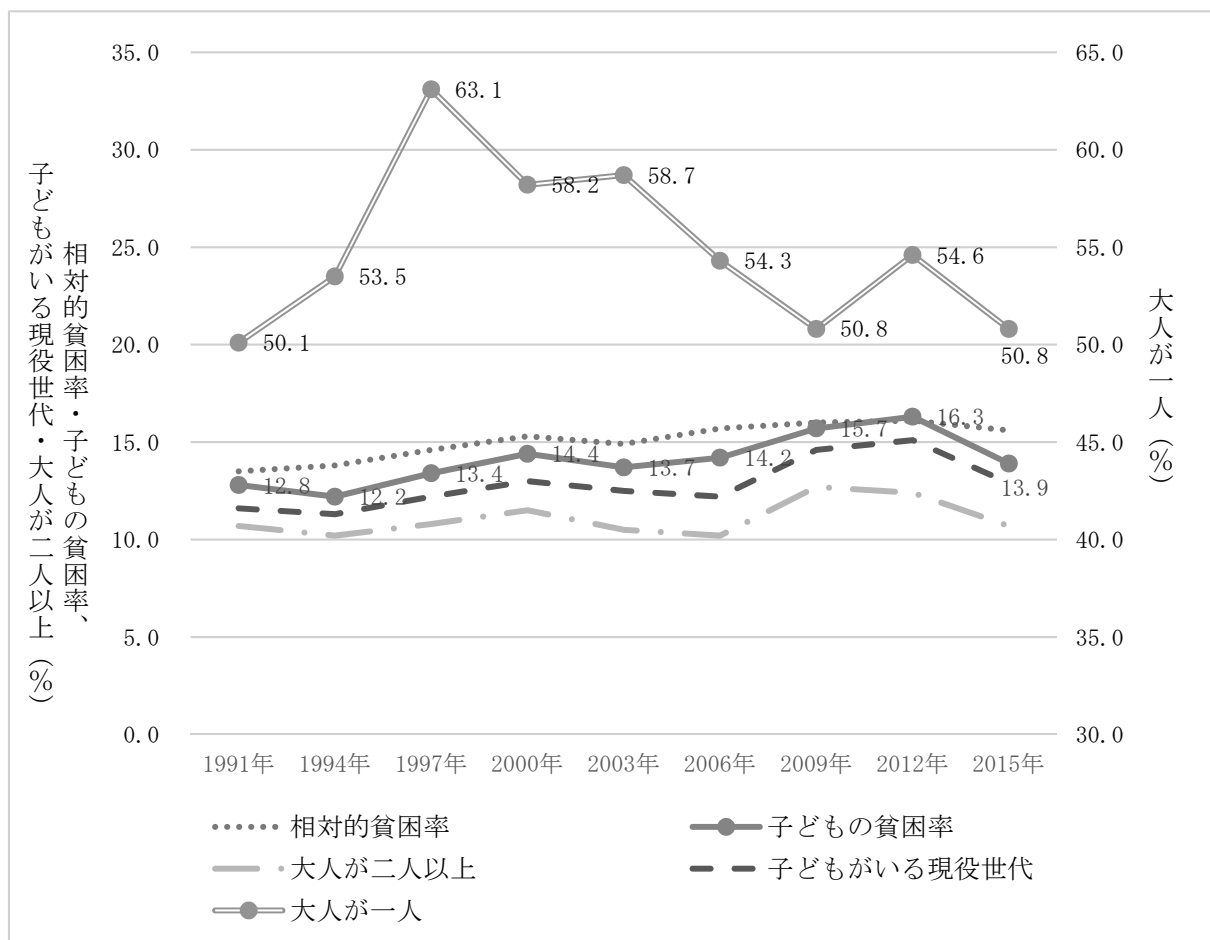


こうした中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。本法律の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針並びに子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。その中で、福岡県では、2015年度に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、計画に基づいたさまざまな取組を推進しています。

2015年の国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は13.9%と前回の2012年調査から2.4ポイント低下し12年ぶりに改善していますが、OECD（経済協力開発機構）が2014年に公表したOECD加盟国の平均13.3%をまだ上回る状況にあり、依然として大きな社会的問題に変わりありません。【図表1-2参照】

このような背景のもと、古賀市では、これから未来を切り開き次世代を担っていく子どもたちが、夢や希望をもって成長していくことができる地域社会をつくりあげることができ、子どもの貧困対策を総合的に推進する計画として、「古賀市子どもの未来応援プラン」を策定します。

【図表1-2：日本における貧困率の年次推移】



(国民生活基礎調査)

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条および国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき策定します。

また、福岡県が策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を勘案するとともに、古賀市総合振興計画（マスタープラン）を上位計画とし、これまでに策定された「古賀市地域福祉計画」「古賀市子ども・子育て支援事業計画」等といった関連計画と整合を図り策定します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第2条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、法、大綱の見直しの動向や古賀市における各施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、庁内関係課職員で構成された古賀市子どもの貧困対策推進委員会で施策の検討を行い、古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会で審議を行いました。

また、幅広い意見を聴取するため、2019年2月からパブリック・コメント（市民意見公募手続）を実施しました。

第2章 古賀市の現状について

1. 子どもの人口

子ども（17歳以下）の人口は、全体として増加傾向にあります。【図表2-1参照】

【図表2-1：子どもの人口】

(単位：人)

	2014年 3月末日	2015年 3月末日	2016年 3月末日	2017年 3月末日	2018年 3月末日
人口総数	58,451	58,319	58,302	58,540	58,730
内、子どもの人口	10,244	10,084	10,086	10,122	10,132

(市民国保課)

2. 世帯状況

世帯状況は、核家族化（B, C, D, E）は進行しており、ひとり親家庭（D+E）も増加しています。【図表2-2参照】

【図表2-2：世帯状況】

(単位：世帯)

		2005年度	2010年度	2015年度	
親族世帯（※1）総数（A） A = B + C + D + E + F		15,292	16,221	16,318	
親族世帯 内訳	核 家族	夫婦のみ（B）	3,697	4,438	4,961
		夫婦と子ども（C）	7,563	7,579	7,248
		男親と子ども（D）	253	299	295
		女親と子ども（E）	1,730	1,955	2,006
	その他の親族世帯（F）	2,049	1,950	1,808	
（※2）非親族世帯（G）		104	189	184	
単独世帯（H）		4,349	5,075	5,785	
一般世帯総数（I） I = A + G + H		19,745	（※3） 21,485	（※3） 22,289	

(国勢調査)

（※1）2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある人のみで構成される世帯

（※2）2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない人を含んで構成される世帯

（※3）世帯の家族類型「不詳」を含む

3. 出生者数

出生者数は、全体として減少傾向にあります。【図表2-3参照】

【図表2-3：出生者数】

(単位：人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
出生者数	516	471	516	473	439

(市民国保課)

4. 保育所等の入所等人数

2018年5月1日現在、古賀市内には公立保育所が1か所、私立保育園が8か所、小規模保育施設が2か所、幼稚園が4か所、認定子ども園が1か所あり、待機児童数は0人です。入所等人数については、年々増加しています。【図表2-4参照】

【図表2-4：保育所等の入所等人数】

(単位：人)

	2014年 5月1日	2015年 5月1日	2016年 5月1日	2017年 5月1日	2018年 5月1日
公立保育所	227	236	129	135	131
私立保育園	847	920	1,084	994	1,037
小規模保育施設	-	-	-	1	27
幼稚園	1,320	1,311	1,342	1,318	1,359
認定こども園	-	-	-	136	132
計	2,394	2,467	2,555	2,584	2,686

(学校教育課・子育て支援課)

5. 保育料と利用者数の状況

2018年5月1日現在の保育料と利用者数の状況（図表2-4の幼稚園を除く）は、以下の通りとなっています。【図表2-5、図表2-6参照】

なお、表中「内要保護等」は、ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）がいる世帯の子どもをさします。

【図表2-5：保育料と利用者数の状況（1号認定子ども）】

階層区分	利用者数（人）		分布割合（％）	
	全体	内要保護等	全体	内要保護等
生活保護世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯	0	0	0	0
市民税所得割 77,100 円以下	1	0	7.1	0
市民税所得割 77,101 円以上 211,200 円以下	8	1	57.1	12.5
市民税所得割 211,201 円以上	5	0	35.8	0
計	14	1	100	7.1

（子育て支援課）

【図表2-6：保育料と利用者数の状況（2号認定子ども、3号認定子ども）】

階層区分	利用者数（人）		分布割合（％）	
	全体	内要保護等	全体	内要保護等
生活保護世帯	13	10	1.0	76.9
市民税非課税世帯	168	93	12.8	55.4
市民税所得割 48,600 円未満	148	40	11.3	27.0
市民税所得割 48,600 円以上 97,000 円未満	302	24	23.0	7.9
市民税所得割 97,000 円以上 169,000 円未満	367	14	27.9	3.8
市民税所得割 169,000 円以上 301,000 円未満	256	16	19.5	6.3
市民税所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	39	2	3.0	5.1
市民税所得割 397,000 円以上	20	2	1.5	10.0
計	1,313	201	100	15.3

（子育て支援課）

（保育の必要性の認定）

- 1号認定子ども：（認定こども園利用）満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定子ども：（保育園・認定こども園利用）満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども【保育を必要とする子ども】
- 3号認定子ども：（保育園・認定こども園利用・小規模保育施設利用）満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども【保育を必要とする子ども】

6. 小中学校児童生徒数

古賀市内には小学校が8校、中学校が3校あります。児童生徒数については、全体として増加傾向にあります。【図表2-7参照】

【図表2-7：小中学校児童生徒数】

(単位：人)

	2014年 5月1日	2015年 5月1日	2016年 5月1日	2017年 5月1日	2018年 5月1日
小学校児童数	3,284	3,325	3,405	3,446	3,474
中学校生徒数	1,694	1,670	1,643	1,584	1,597
計	4,978	4,995	5,048	5,030	5,071

(学校基本調査)

7. 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当受給世帯数は、全体として減少傾向にあります。【図表2-8参照】

また、2018年3月末時点における児童扶養手当受給世帯の状況については、離婚や未婚の割合が高くなっています。【図表2-9参照】

【図表2-8：児童扶養手当受給世帯数】

(単位：世帯)

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
受給世帯数	589	528	562	543	544

(子育て支援課)

【図表2-9：児童扶養手当受給世帯の状況】

(単位：世帯)

	離婚	死別	未婚	障がい	遺棄	養育者	その他 (※)	計
母子世帯	443	3	58	3	0	2	16	525
父子世帯	17	1	0	1	0	0	0	19
計	460	4	58	4	0	2	16	544

(子育て支援課)

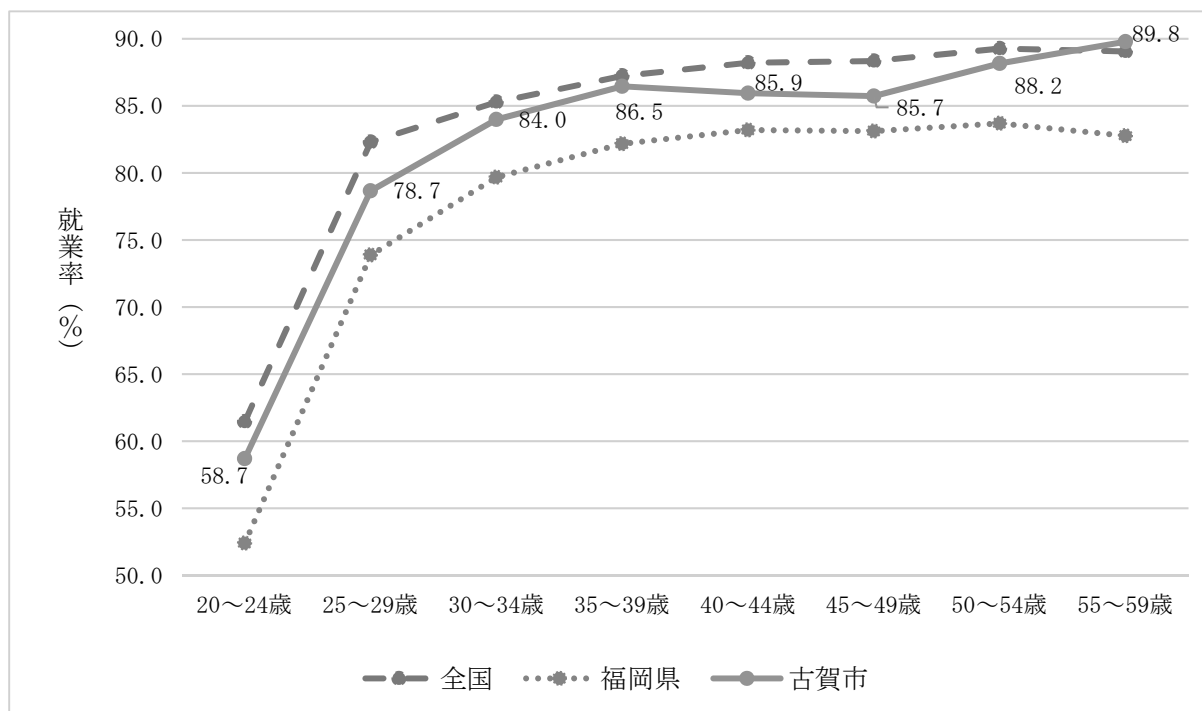
(※) きょうだい児童の状況がそれぞれ異なる場合や、いずれの項目にも該当しない場合

8. 就業率

古賀市の就業率（15歳以上の人口に占める就業者の割合）は、福岡県と比較すると高い値となっています。【図表2-10、図表2-11参照】

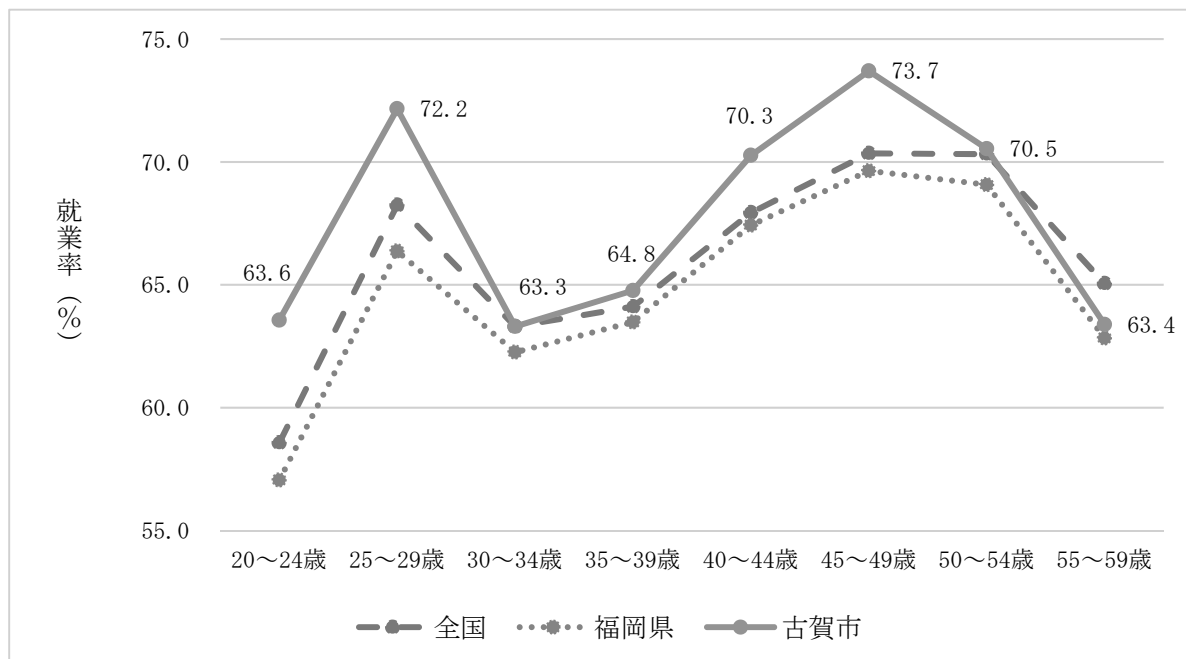
なお、就業率については、就業者を総数（労働力状態）で除して算出しています。

【図表2-10：2015年男性年齢層別就業率】



(国勢調査)

【図表2-11：2015年女性年齢層別就業率】



(国勢調査)

9. 生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は、年々微増しています。保護率（※）については、福岡県と比べて低い値となっています。【図表2-12参照】

【図表2-12：生活保護受給世帯数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
受給世帯数（世帯）	473	478	494	497	498
人員数（人）	697	689	716	706	699
保護率（％）	1.19	1.18	1.24	1.22	1.20
福岡県保護率（％）	2.61	2.60	2.58	2.54	2.50

（福岡県の生活保護）

（※）4月～翌3月までの12か月分の数値を算出した後、12で除して算出した値

第3章 子どもの生活に関するアンケートについて

1. 子どもの生活に関するアンケート

本調査は、当事者である「子ども」をはじめ、直接子どもを養育する「保護者」、さらには子どもや親を支援している保育園、幼稚園、学校の先生の「支援者」の三者視点を把握し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢と希望を持って成長することができるよう、今後の古賀市の子育て支援施策の充実を図るための基礎資料とすることを目的としています。

2. 子どもの生活に関するアンケートの概要

2017年度に古賀市立小中学校の児童生徒や保護者等を対象にアンケートを実施しました。【図表3-1参照】

【図表3-1：アンケートの概要】

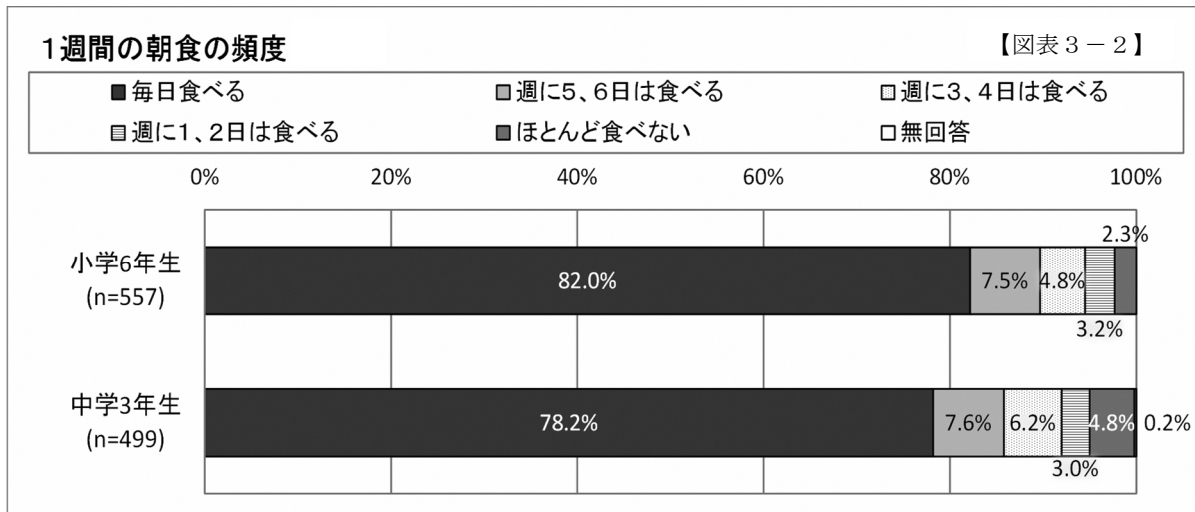
種別	対象	方法	標本数	有効回収数 (回収率)	実施期間
小学6年生	古賀市内の市立小学校 6年生	学校を通じた 配布・回収	570件	557人 (97.7%)	2017年 10月24日～ 11月10日
中学3年生	古賀市内の市立中学校 3年生		528件	499人 (94.5%)	
保護者(小6)	古賀市内の市立小学校 6年生の保護者		570件	527人 (92.5%)	
保護者(中3)	古賀市内の市立中学校 3年生の保護者		528件	477人 (90.3%)	
16-17歳	古賀市内在住の 16-17歳の男女	郵送調査	500件	155人 (31.0%)	
支援者	古賀市内の保育園、 幼稚園、小中学校の 先生等	支援者団体を通じた 配布・回収	150件	144人 (96.0%)	

3. 子どもの生活に関するアンケートの主要結果

(1) 小学6年生・中学3年生アンケートの主要結果

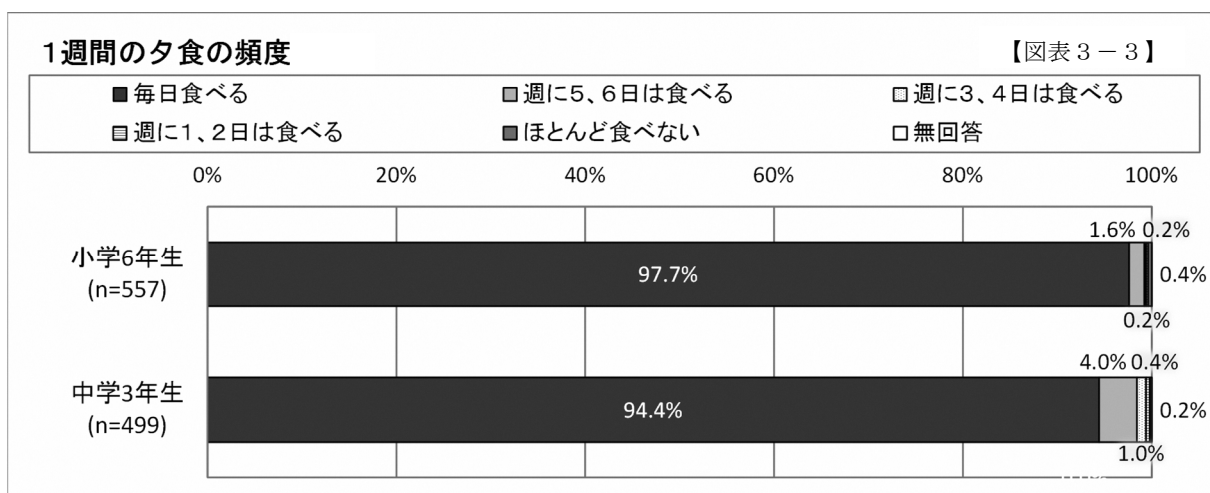
【図表3-2：1週間の朝食の頻度】

「毎日食べる」の割合が最も高くなっており、「ほとんど食べない」の割合については、小学6年生で2.3%、中学3年生で4.8%となっています。



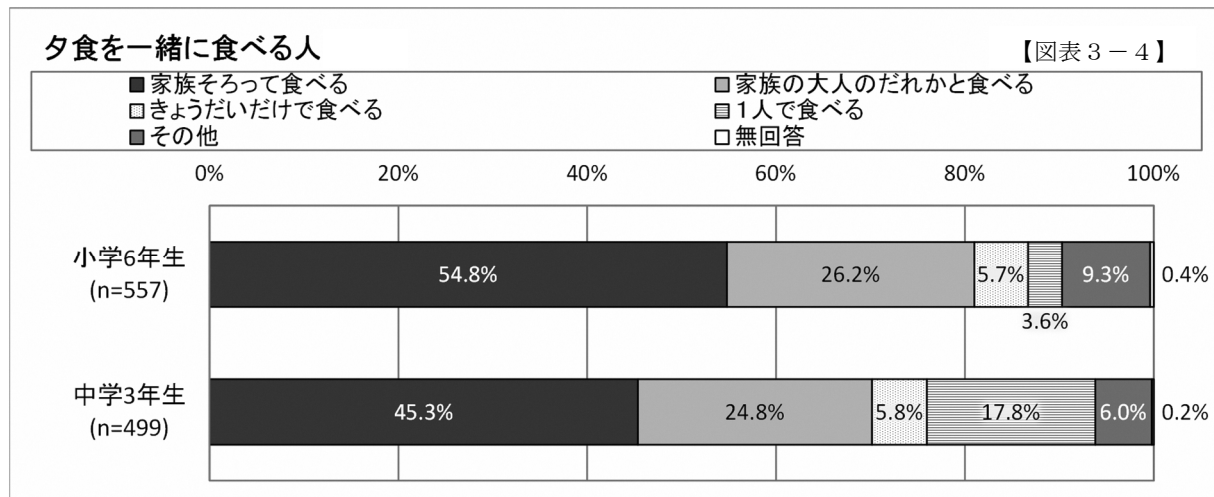
【図表3-3：1週間の夕食の頻度】

「毎日食べる」の割合が最も高くなっており、「ほとんど食べない」の割合については、小学6年生で0.4%となっています。



【図表3-4：夕食を一緒に食べる人】

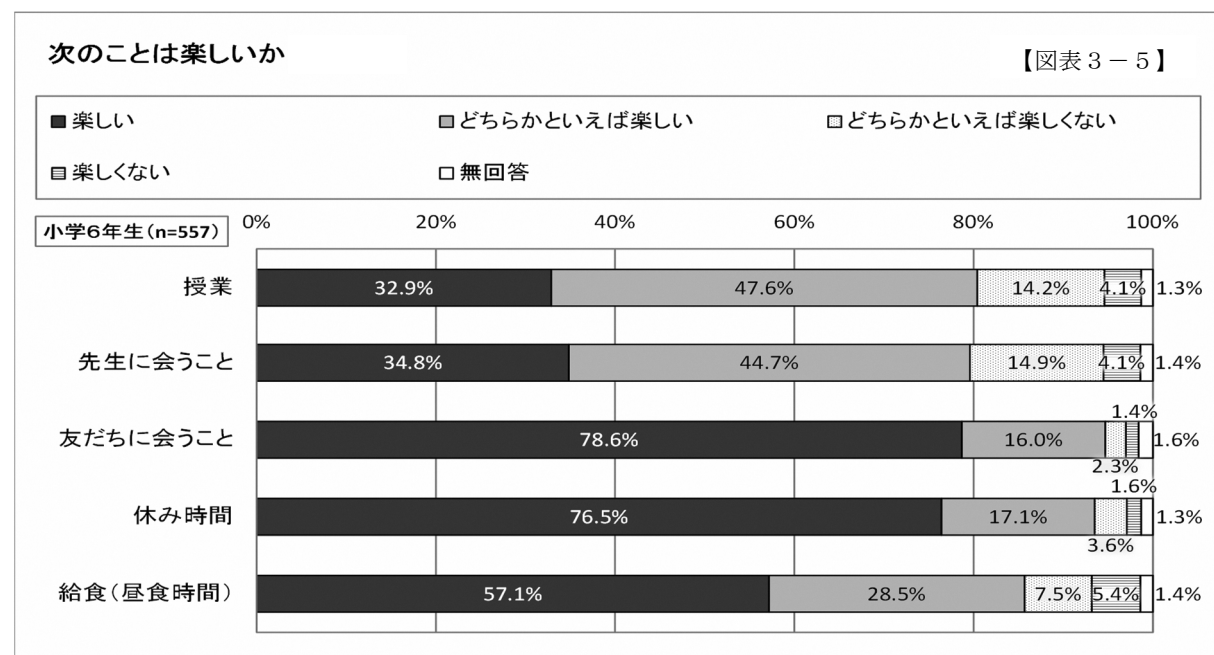
「家族そろって食べる」の割合が最も高くなっています。「1人で食べる」の割合については、小学6年生で3.6%、中学3年生で17.8%となっており、中学3年生は小学6年生に比べて、「1人で食べる」の割合が高くなっています。

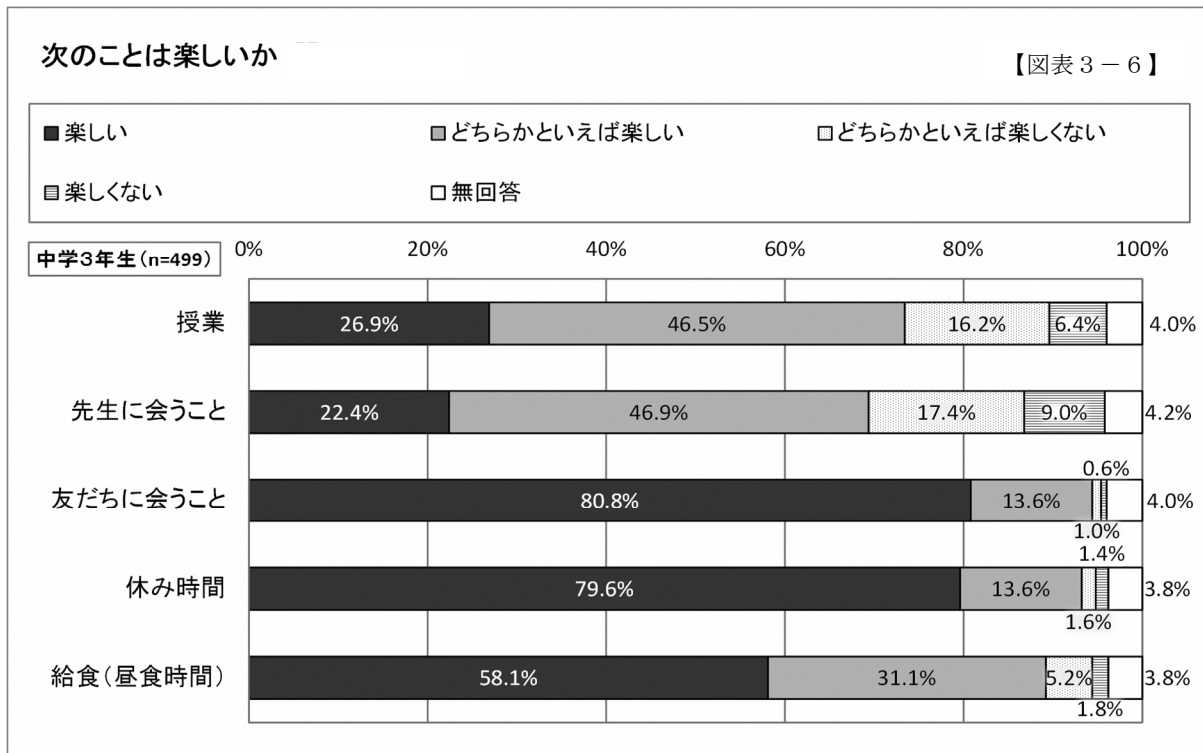


【図表3-5、図表3-6：次のことは楽しいか】

「友だちに会うこと」、「休み時間」、「給食（昼食時間）」、「授業」、「先生に会うこと」の順で「楽しい」（楽しい+どちらかといえば楽しい）の割合が高くなっています。

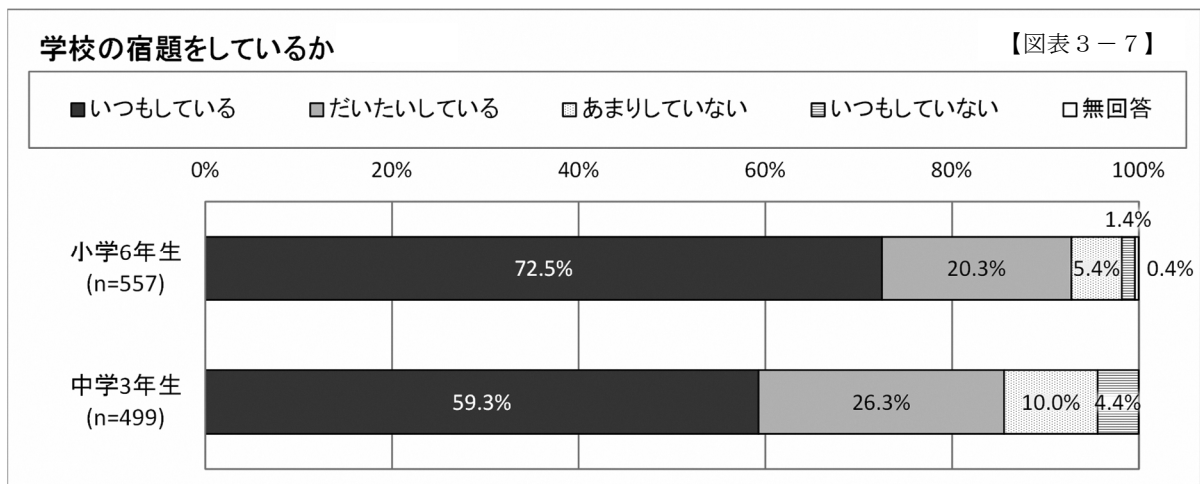
「授業」、「先生に会うこと」について、「楽しくない」（楽しくない+どちらかといえば楽しくない）の割合が、小学6年生ではいずれも2割弱、中学3年生ではいずれも2割強となっています。





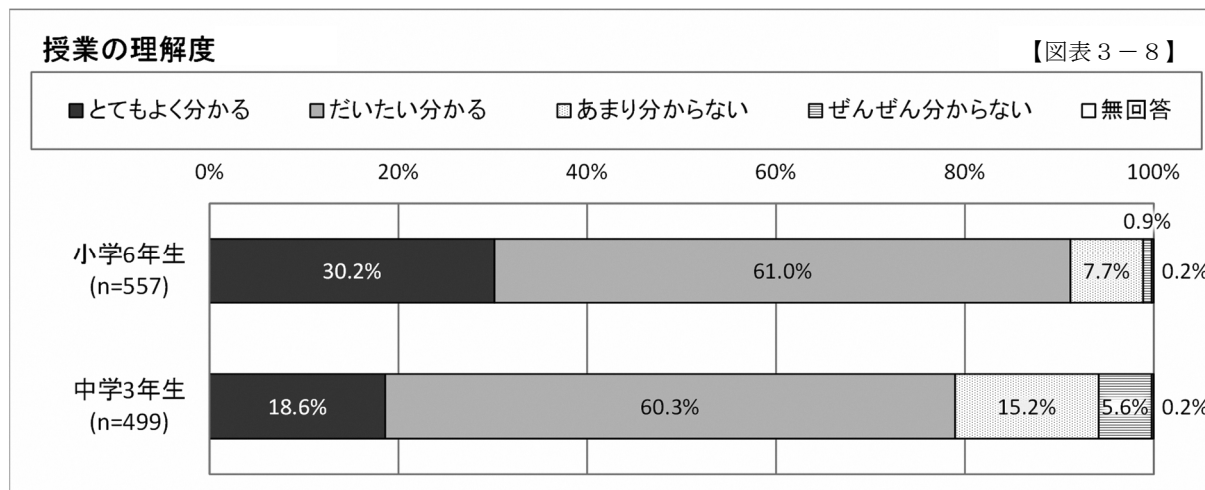
【図表3-7：学校の宿題をしているか】

「いつもしている」の割合が最も高くなっており、「あまりしていない」「いつもしていない」の割合については、小学6年生で6.8%、中学3年生で14.4%となっています。



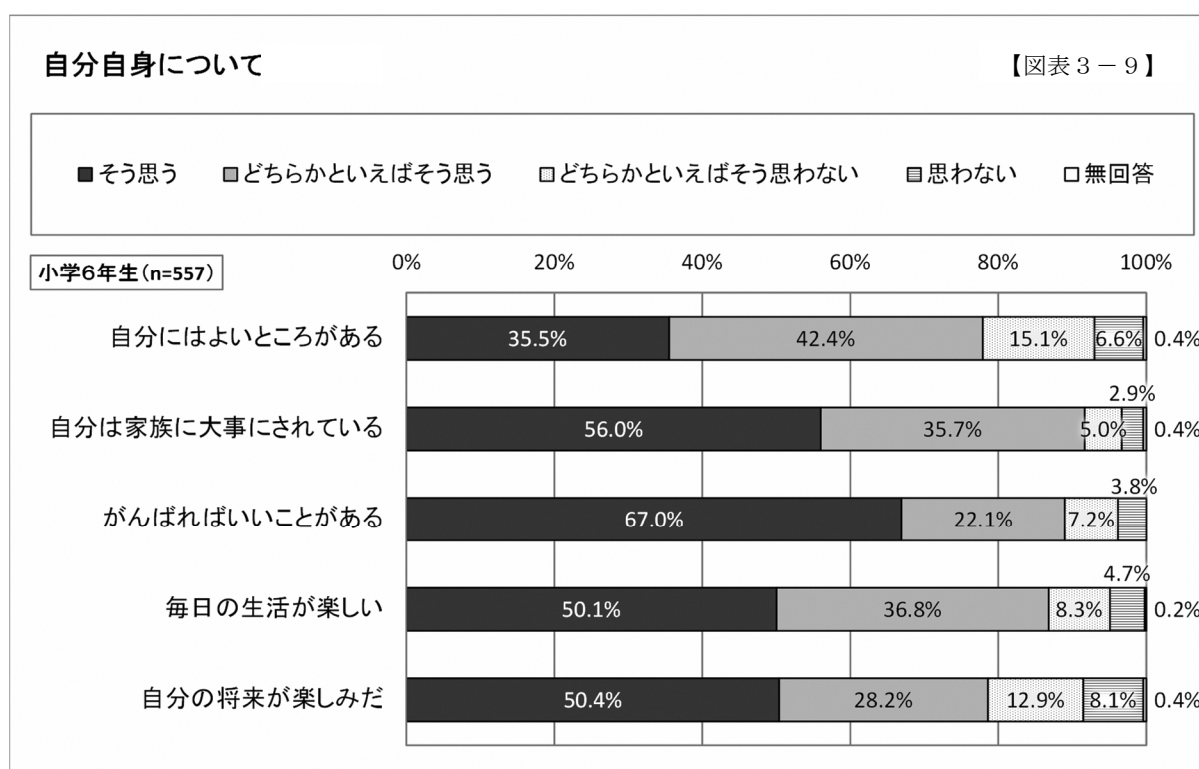
【図表3-8：授業の理解度】

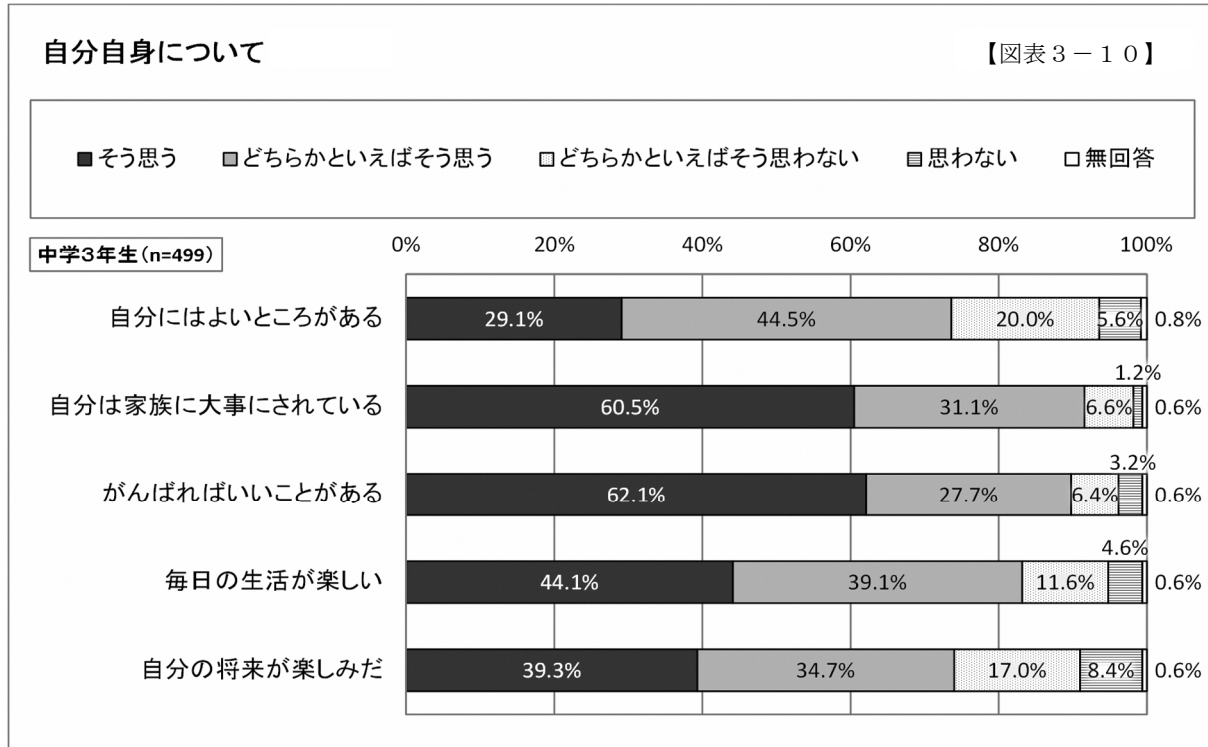
「だいたい分かる」の割合が最も高くなっており、「あまり分からない」「ぜんぜん分からない」の割合については、小学6年生で8.6%、中学3年生で20.8%となっています。



【図表3-9、図表3-10：自分自身について】

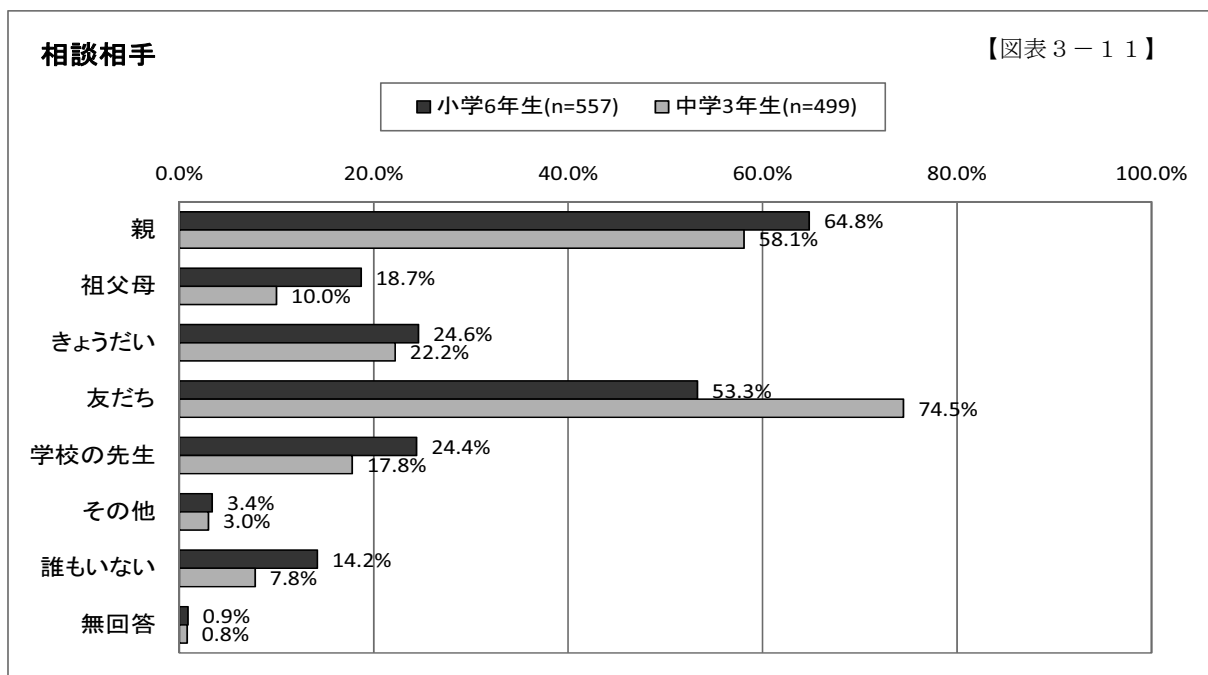
「自分にはよいところがある」「がんばればいいことがある」「毎日の生活が楽しい」「自分の将来が楽しみだ」の項目において、中学3年生の方が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が低くなっており、自分自身のよいところや将来に対する思いが否定的になっています。





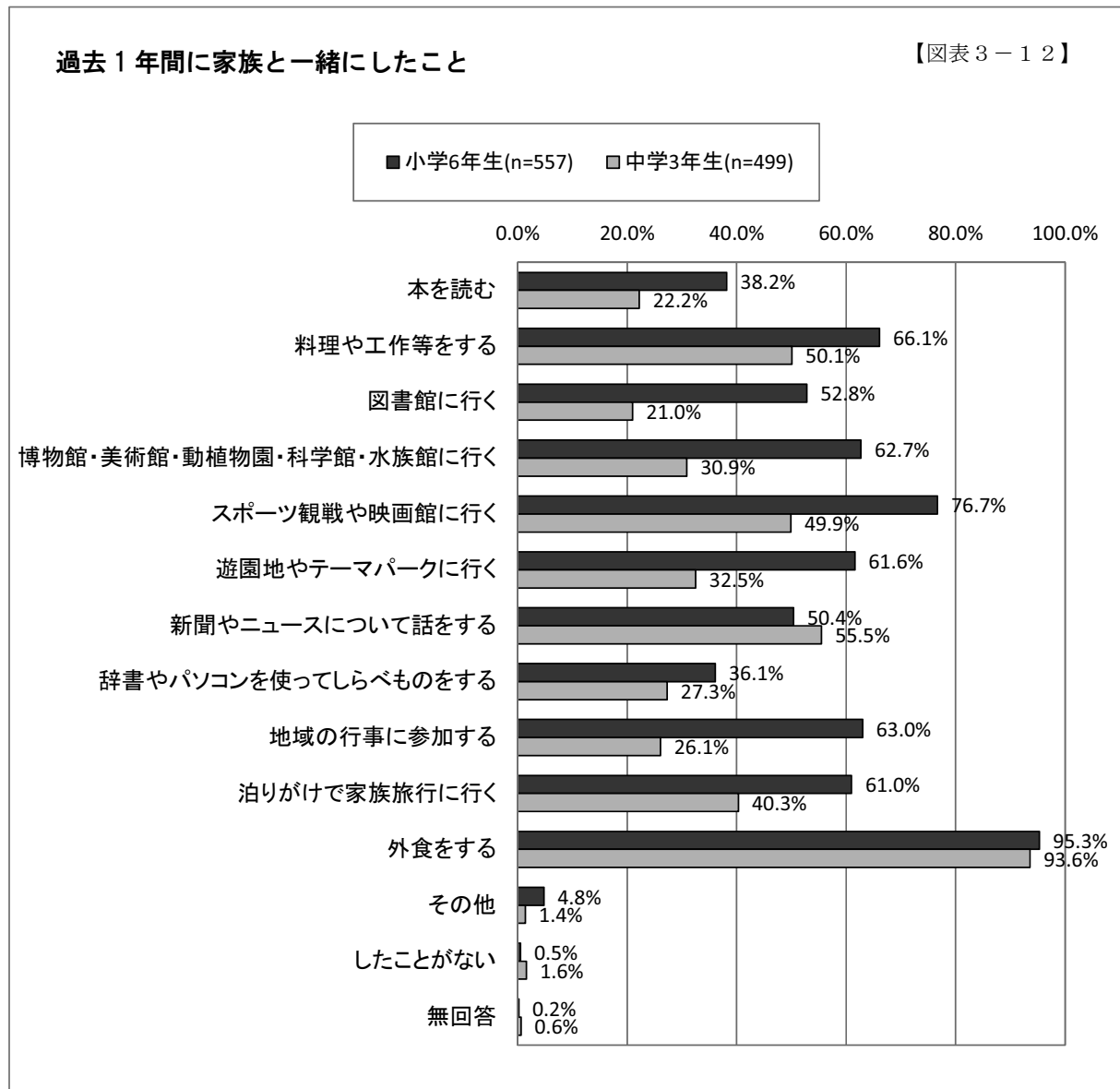
【図表 3-11：相談相手】

小学6年生では「親」の割合が最も高く、次いで「友だち」「きょうだい」「学校の先生」となっています。中学3年生では、「友だち」の割合が最も高く、次いで「親」「きょうだい」「学校の先生」となっています。「誰もいない」の割合については、小学6年生が14.2%、中学3年生7.8%となっています。



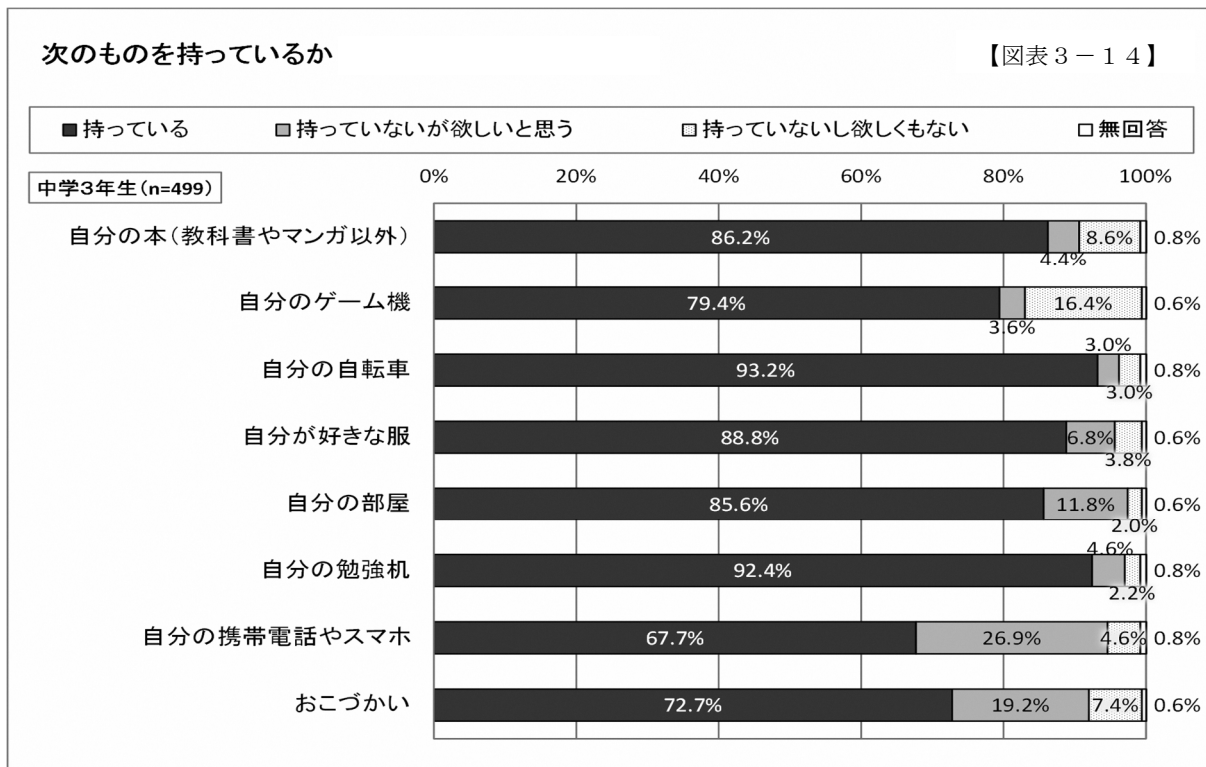
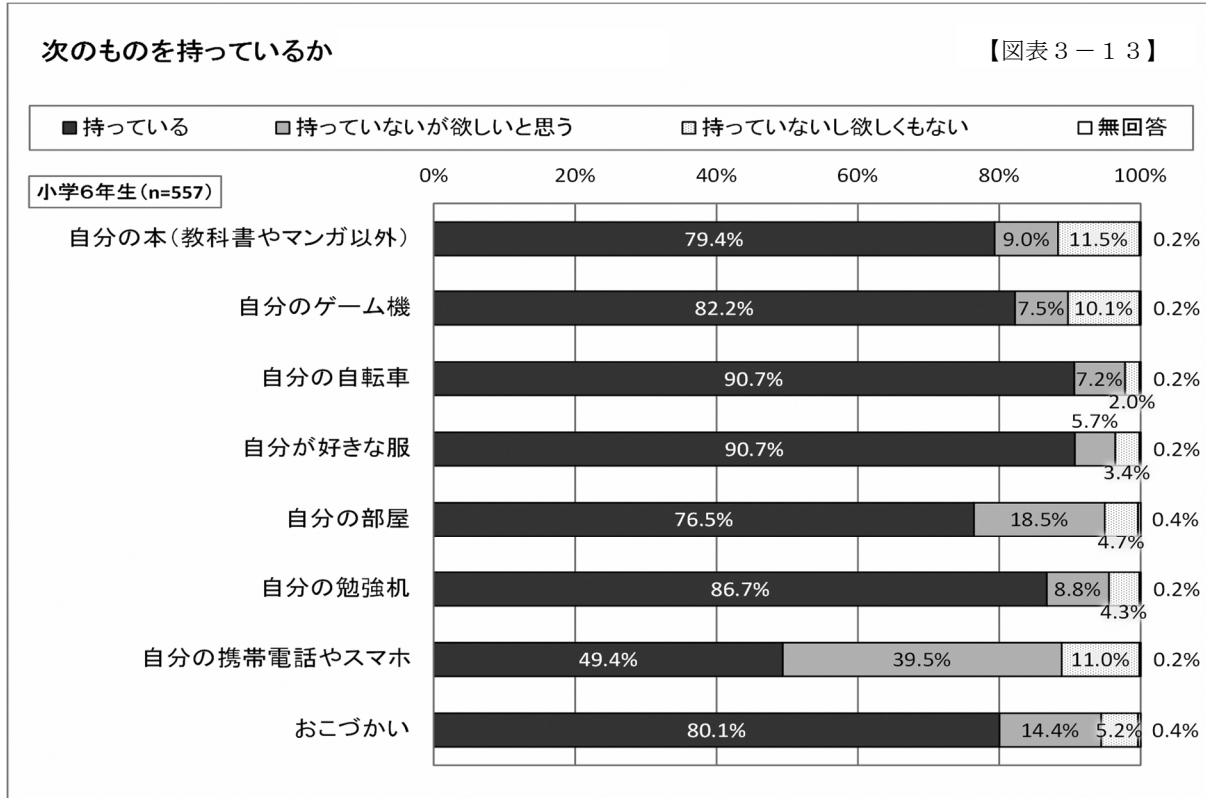
【図表3-12：過去1年間に家族と一緒にしたこと】

「外食をする」の割合が最も高くなっており、続いて、小学6年生では「スポーツ観戦や映画館に行く」「料理や工作等をする」の順で割合が高く、中学3年生では「新聞やニュースについて話をする」「料理や工作等をする」の順で割合が高くなっています。



【図表3-13、図表3-14：次のものを持っているか】

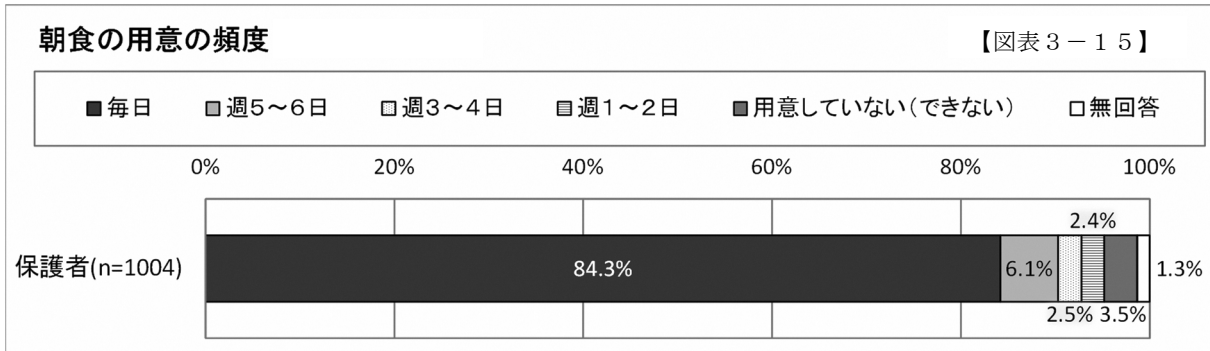
「自分の携帯電話やスマホ」の項目について、「持っていないが欲しいと思う」の割合が最も高くなっています。



(2) 保護者アンケートの主要結果

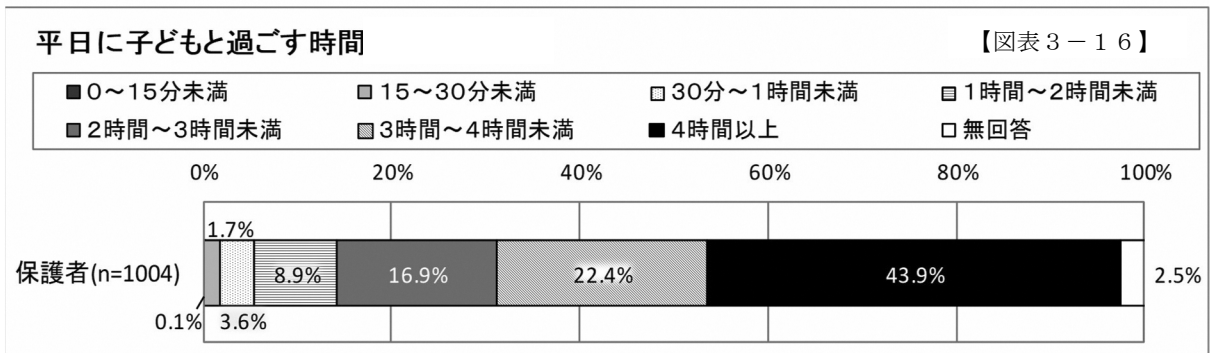
【図表3-15：朝食の用意の頻度】

「毎日」の割合が最も高くなっており、「用意していない(できない)」の割合については、3.5%となっています。



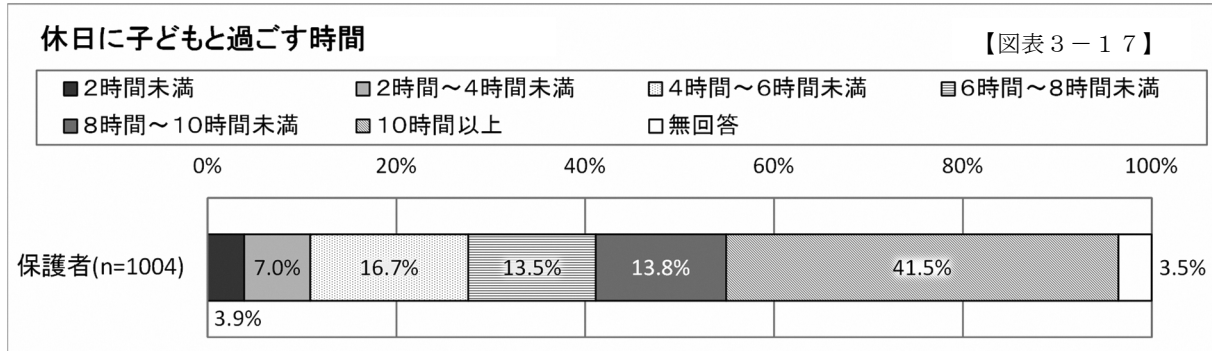
【図表3-16：平日に子どもと過ごす時間】

「4時間以上」の割合が最も高くなっており、次いで「3時間~4時間未満」となっています。一方で、1時間未満の保護者の割合は5.4%となっています。



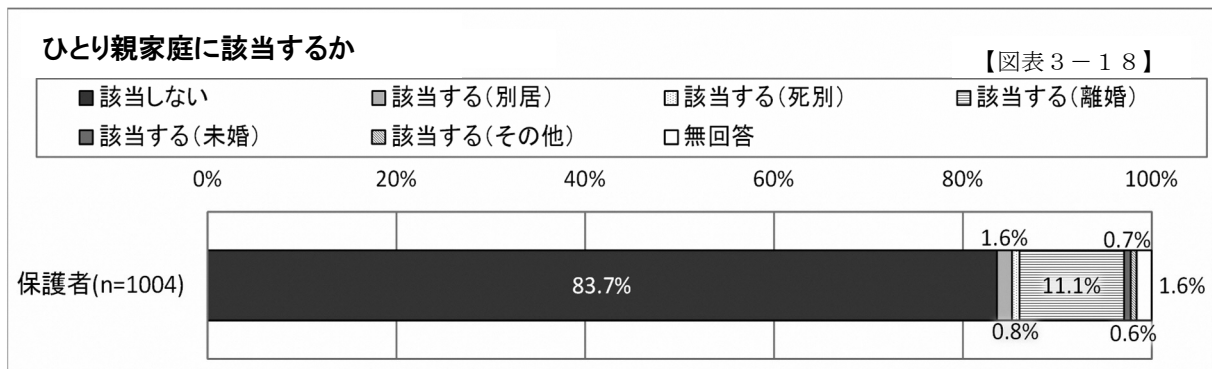
【図表3-17：休日に子どもと過ごす時間】

「10時間以上」の割合が最も高くなっており、次いで「4時間～6時間未満」となっています。一方で、「2時間未満」の保護者の割合は3.9%となっています。



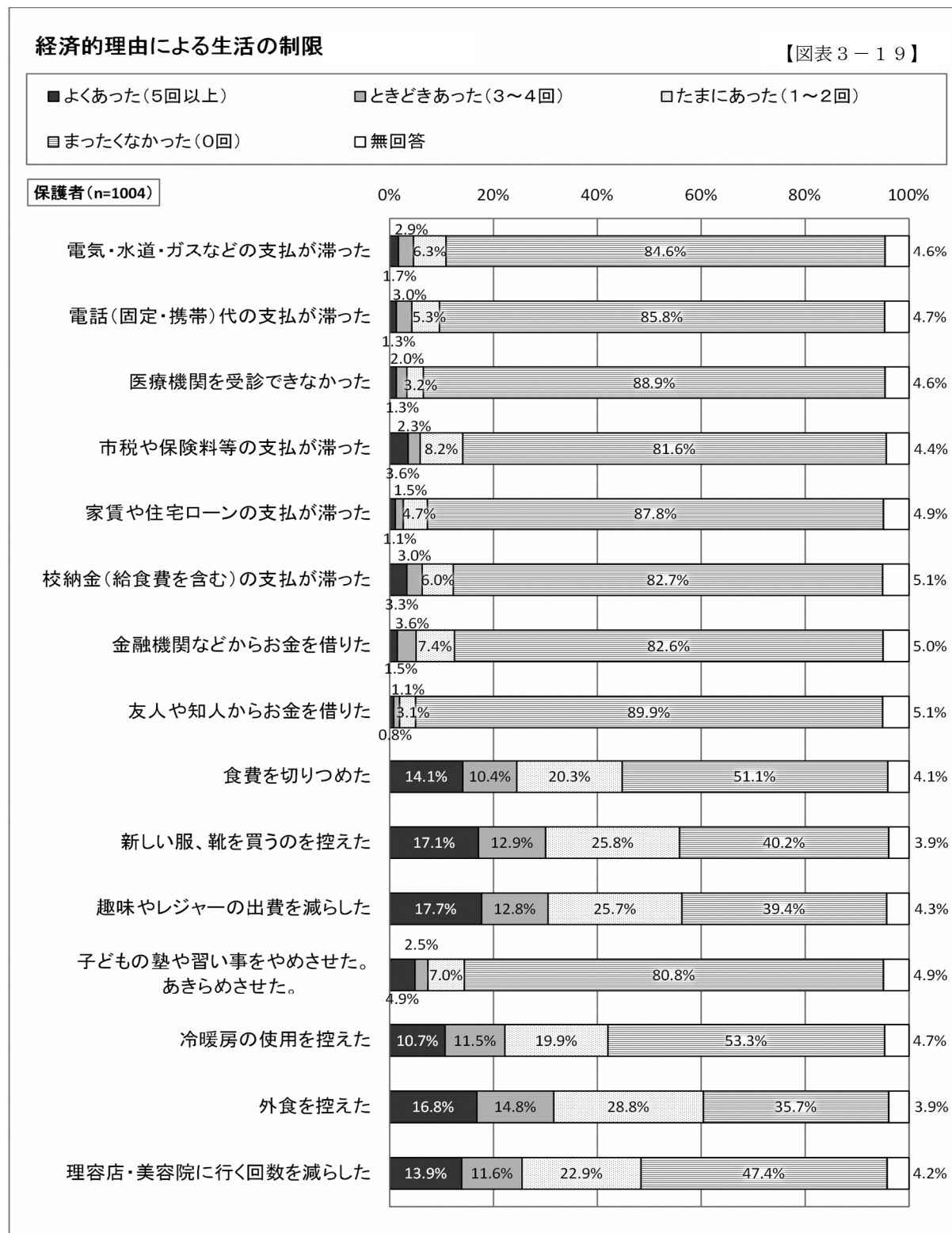
【図表3-18：ひとり親家庭に該当するか】

「該当する」の割合が合わせて14.7%となっています。



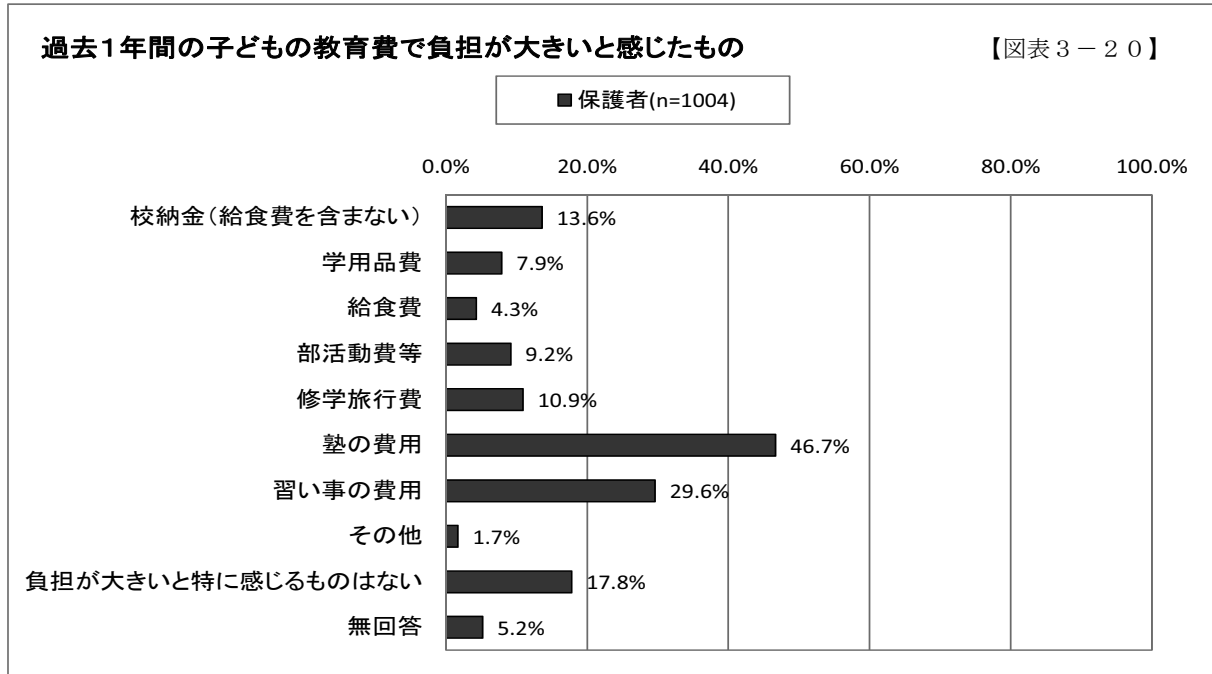
【図表3-19：経済的理由による生活の制限】

「食費を切りつめた」、「新しい服、靴を買うのを控えた」、「趣味やレジャーの出費を減らした」、「冷暖房の使用を控えた」、「外食を控えた」、「理容店・美容院に行く回数を減らした」の項目において、「よくあった」の割合が1割～2割弱となっています。



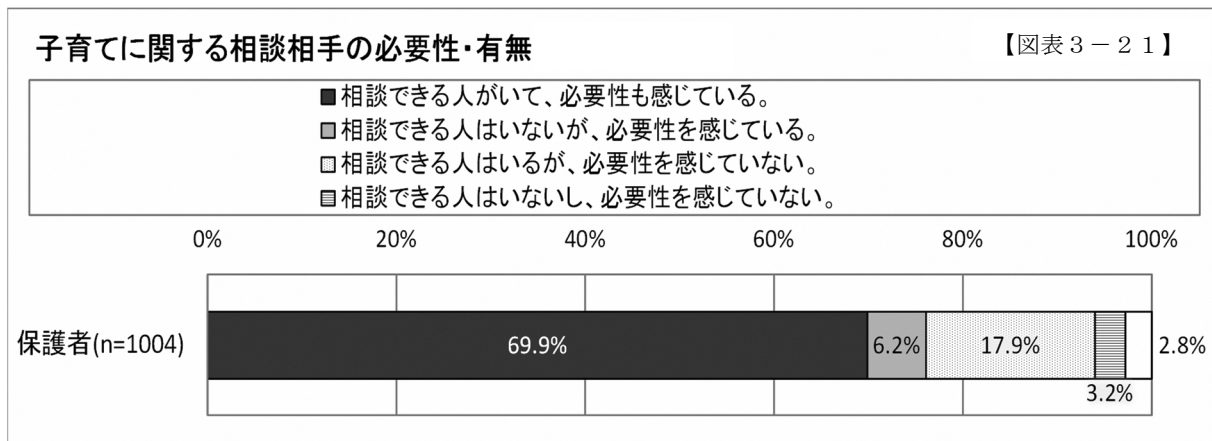
【図表3-20：過去1年間の子どもの教育費で負担が大きいと感じたもの】

「塾の費用」の割合が5割弱と突出しており、次いで「習い事の費用」「負担が大きいと特に感じるものはない」となっています。



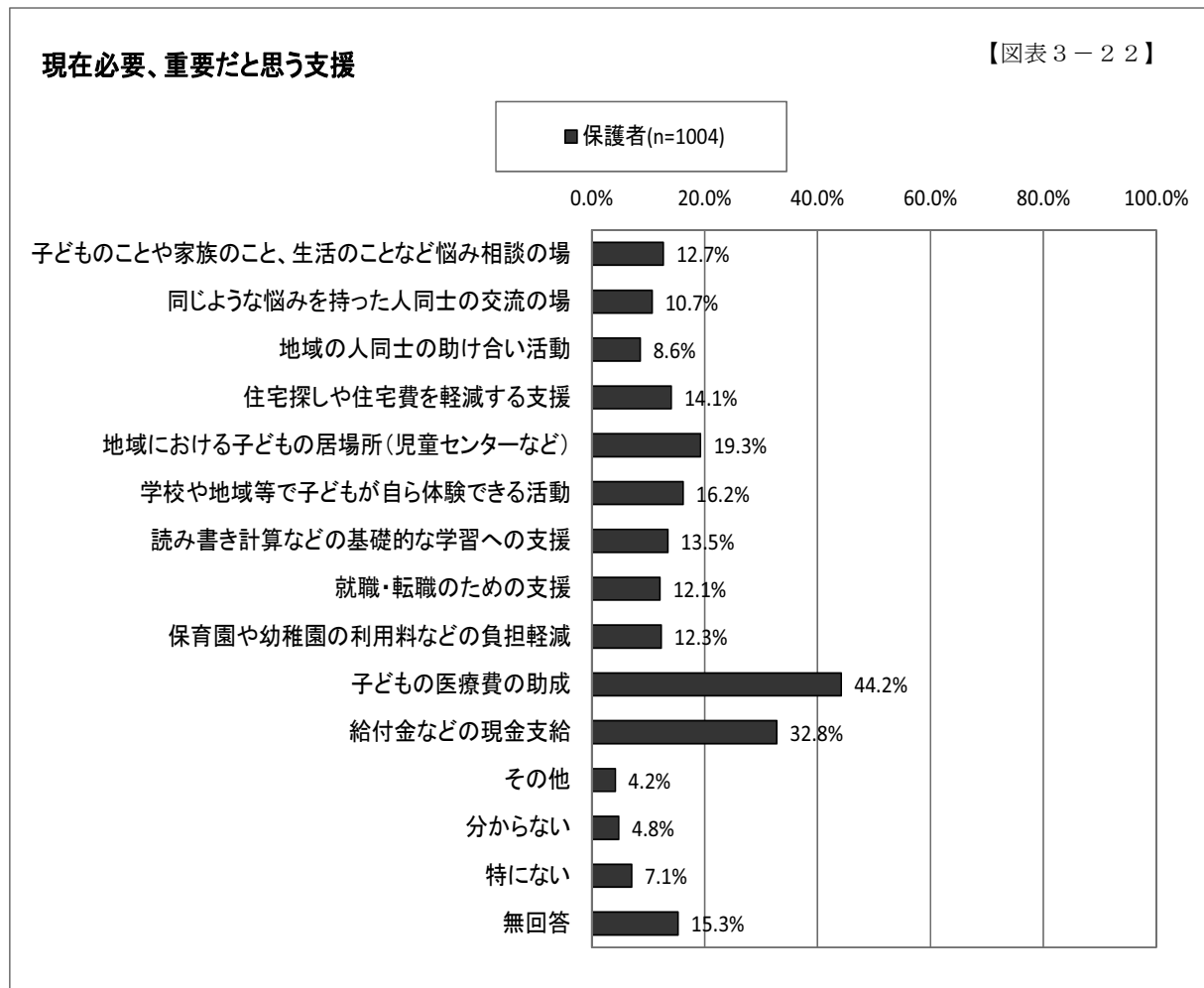
【図表3-21：子育てに関する相談相手の必要性・有無】

「相談できる人がいて、必要性を感じている」の割合が最も高くなっています。一方で、「相談できる人はいないが、必要性を感じている」の割合は6.2%となっています。



【図表3-22：現在必要、重要だと思う支援】

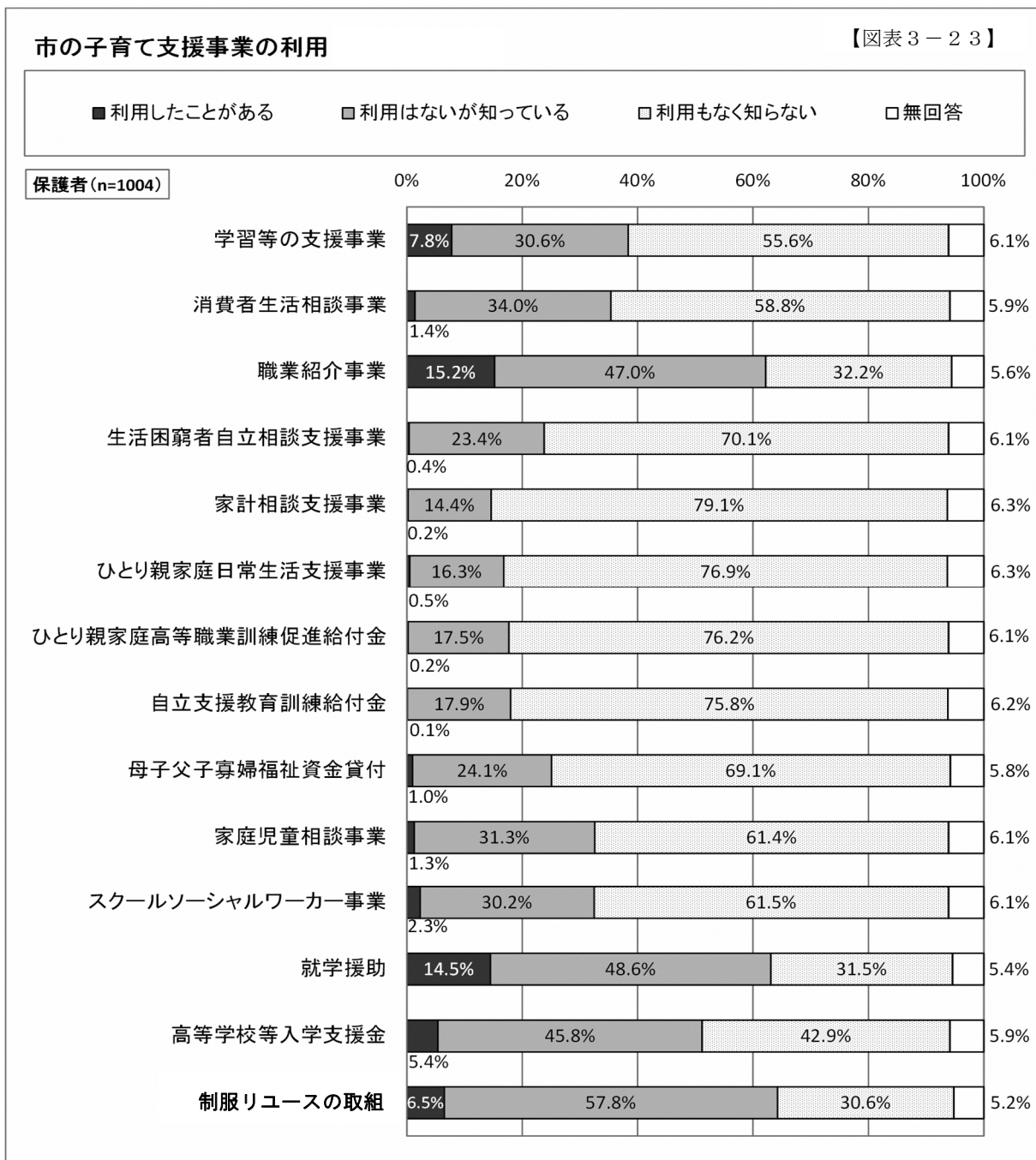
「子どもの医療費の助成」の割合が4割強と突出しており、次いで「給付金などの現金支給」となっています。



【図表3-23：市の子育て支援事業（※）の利用】

「職業紹介事業」、「就学援助」は「利用したことがある」の割合がいずれも1割を超えています。「利用したことがある」と「利用はないが知っている」を合わせた市の事業の認知度については、「制服リユースの取組」、「就学援助」、「職業紹介事業」、「高等学校入学支援金」の順で高く、いずれも5割以上となっています。

一方で、「利用もなく知らない」の割合については、各事業で3割～8割弱となっています。特に「生活困窮者自立相談支援事業」、「家計相談支援事業」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「自立支援教育訓練給付金」の割合については、7割以上となっています。



(※) 市の子育て支援事業

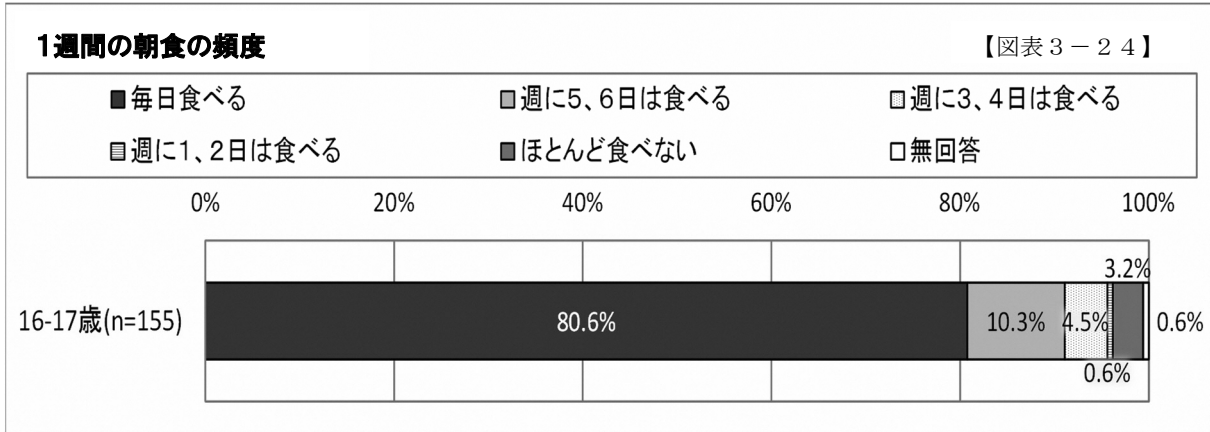
事業名	概要
学習等の支援事業	隣保館や市内児童館における家庭学習支援等の実施や子どもの居場所づくりを行っています。
消費者生活相談事業	古賀市隣保館「ひだまり館」内で、「消費生活専門相談員」の資格を持った相談員が、消費生活に関するさまざまな問題にお答えし、トラブル解決のお手伝いをしています。
職業紹介事業	市役所に設置した無料職業紹介所において、相談員による就労支援を行っています。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の策定などの支援を行っています。
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援しています。
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭において、一時的に日常生活に支障が生じ、生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話をしています。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、就業期間中の生活費の負担軽減のために、就業する期間(36ヶ月を上限)に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給しています。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成しています。
母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、福岡県が各種資金の貸付を行っており、古賀市では、貸付時における相談及び面談を行っています。
家庭児童相談事業	家庭における子どもの養育や子どもをとりまく家庭の人間関係について家庭児童相談員が相談に応じています。
スクールソーシャルワーカー事業	児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域環境の改善に向け、小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、支援ネットワークの構築を図っています。
就学援助	児童・生徒がいる要保護及び準要保護世帯を対象に、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助しています。
高等学校入学支援金	経済的理由で高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、入学に伴う費用の一部を支給し、進路実現を支えています。
制服リユースの取組	不用になった市内中学校・近隣の高等学校の制服をお預かりし、必要な方へお譲りしています。

(2017年度調査時点)

(3) 16-17歳アンケートの主要結果

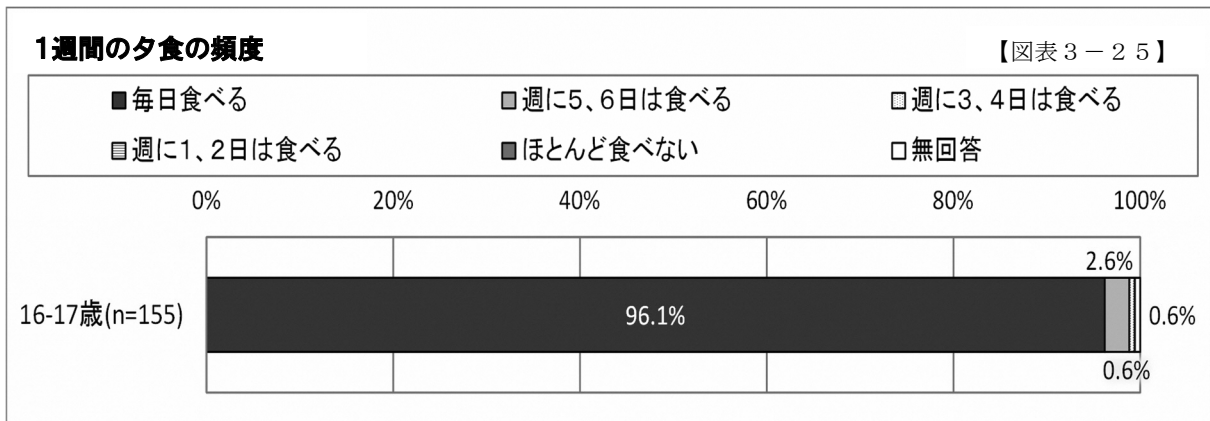
【図表3-24：1週間の朝食の頻度】

「毎日食べる」の割合が最も高くなっており、「ほとんど食べない」の割合については、3.2%となっています。



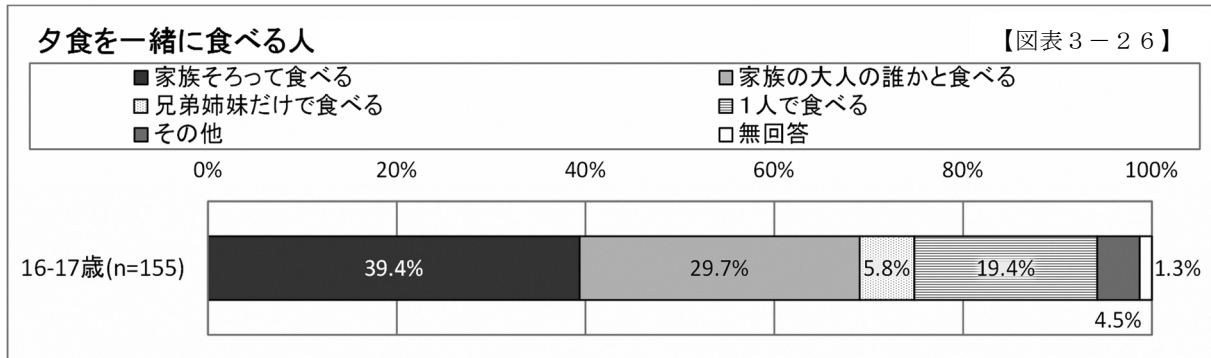
【図表3-25：1週間の夕食の頻度】

「毎日食べる」の割合が最も高くなっており、「ほとんど食べない」の割合については、0%となっています。



【図表3-26：夕食を一緒に食べる人】

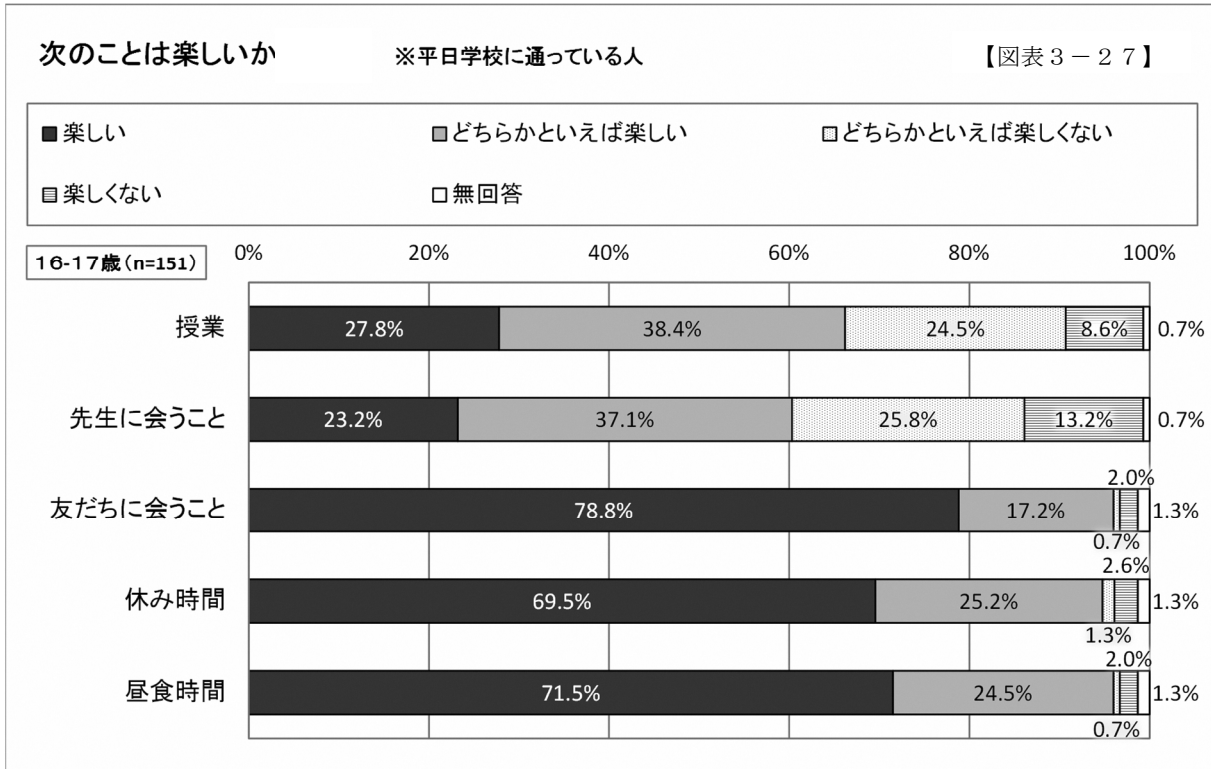
「家族そろって食べる」の割合が最も高くなっており、「1人で食べる」の割合については、19.4%となっています。



【図表3-27：次のことは楽しいか】

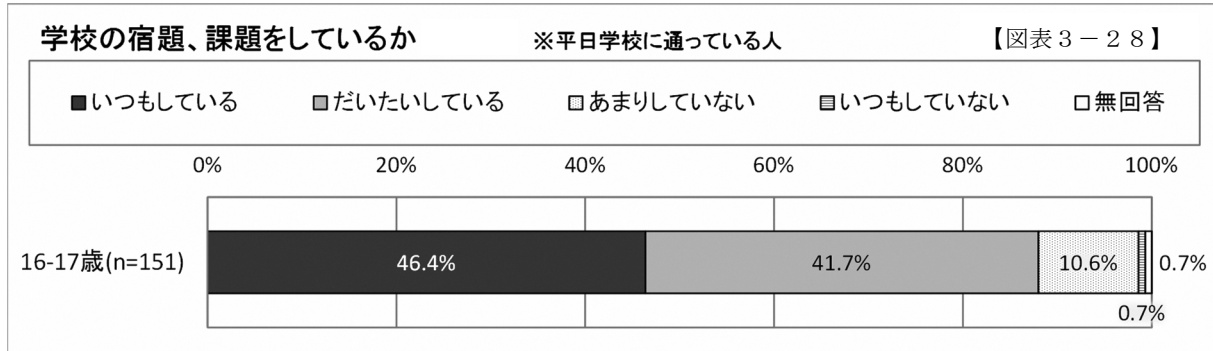
「友だちに会うこと」、「給食（昼食時間）」、「休み時間」、「授業」、「先生に会うこと」の順で「楽しい」（楽しい+どちらかといえば楽しい）の割合が高くなっています。

「授業」、「先生に会うこと」について、「楽しくない」（楽しくない+どちらかといえば楽しくない）の割合が、いずれも3割以上となっています。



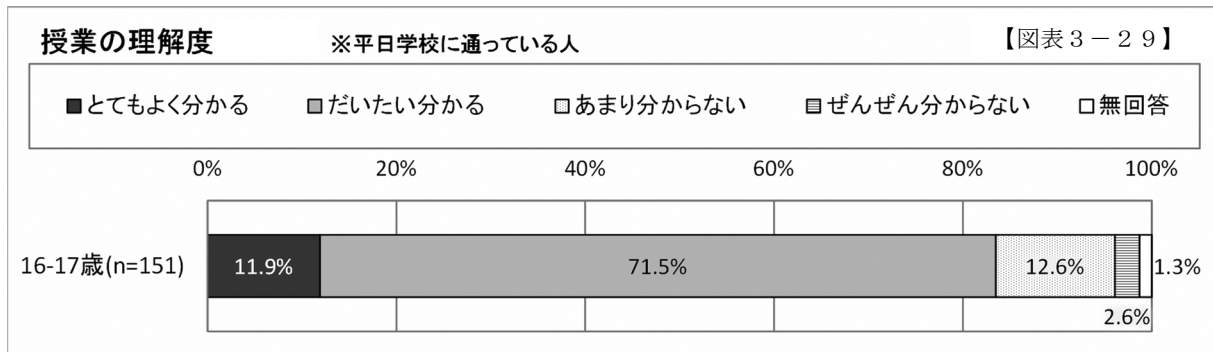
【図表3-28：学校の宿題、課題をしているか】

「いつもしている」の割合が最も高くなっており、「あまりしていない」「いつもしていない」の割合については、合わせて11.3%となっています。



【図表3-29：授業の理解度】

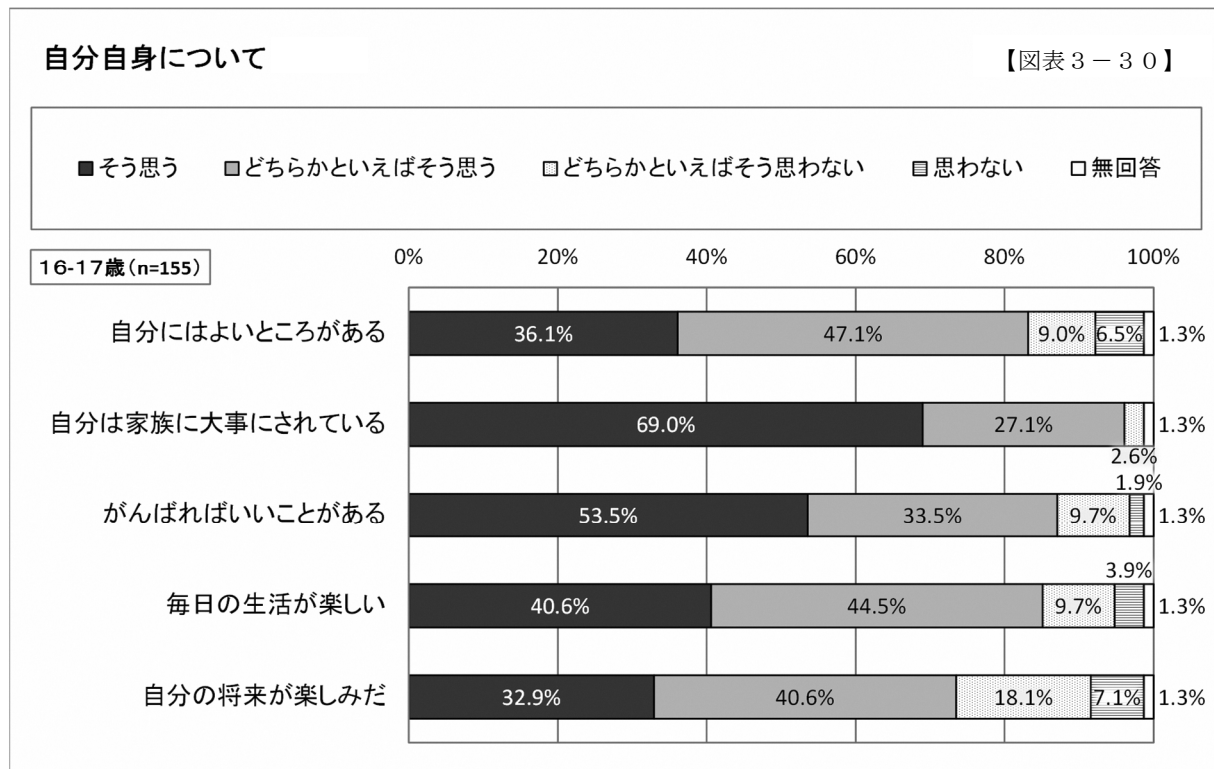
「だいたい分かる」の割合が最も高くなっており、「あまり分からない」「ぜんぜん分からない」の割合については、合わせて15.2%となっています。



【図表3-30：自分自身について】

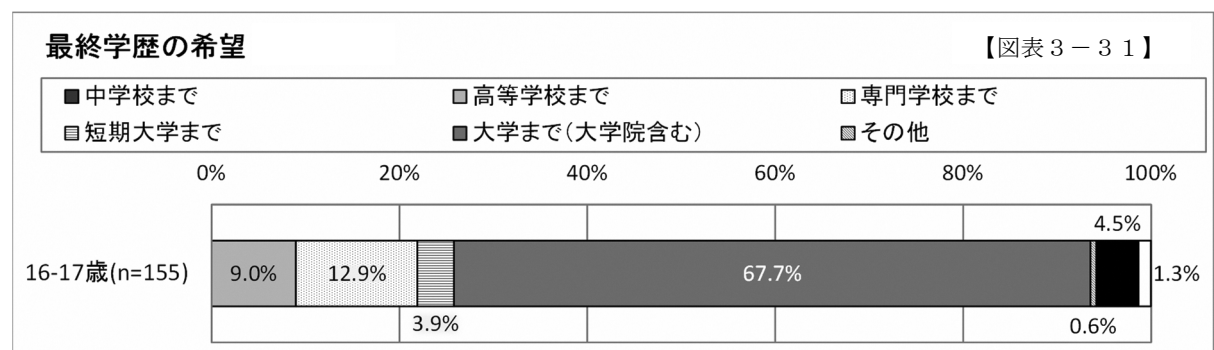
「自分は家族に大事にされている」、「がんばればいいことがある」、「毎日の生活が楽しい」、「自分にはよいところがある」、「自分の将来が楽しみだ」の順で、「そう思う」（そう思う＋どちらかといえばそう思う）の割合が高くなっています。

「自分の将来が楽しみだ」については、「思わない」（思わない＋どちらかといえば思わない）の割合が25.2%となっています。



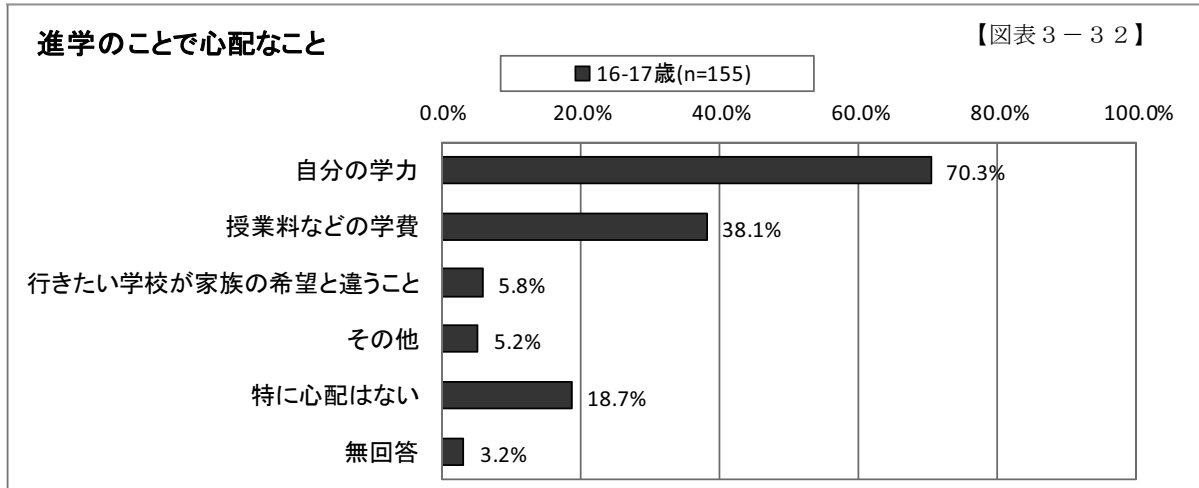
【図表3-31：最終学歴の希望】

「大学まで（大学院を含む）」の割合が最も高くなっています。次いで、「専門学校まで」のとなっています。



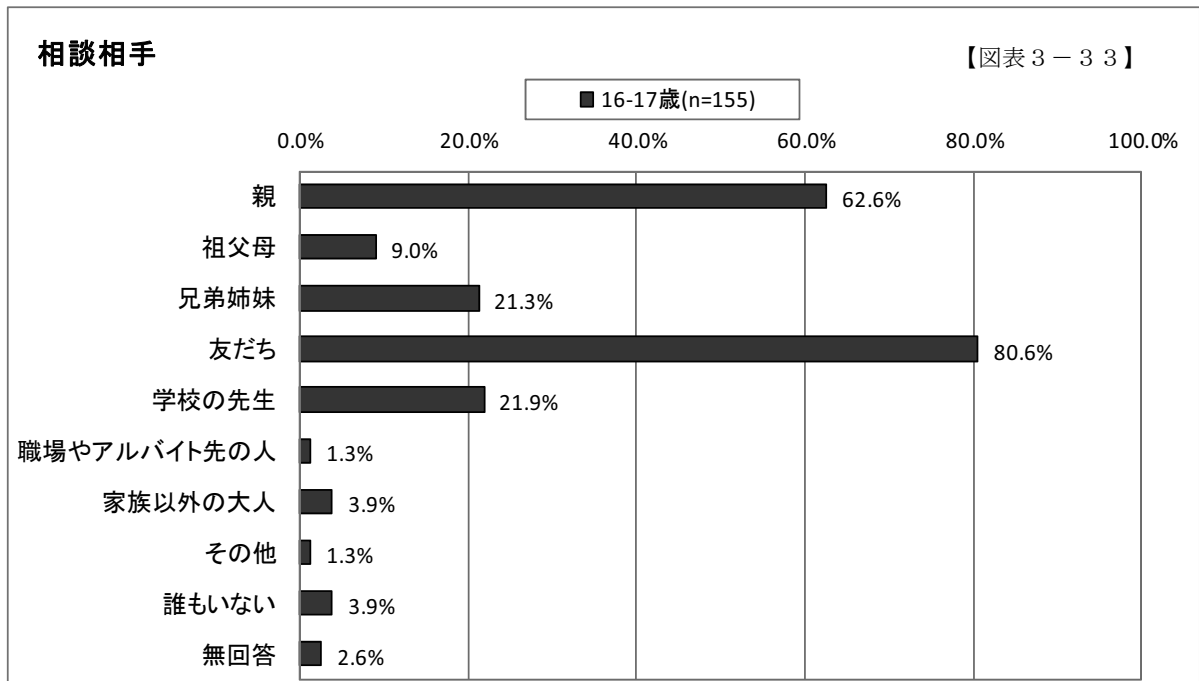
【図表3-32：進学のことでの心配なこと】

「自分の学力」の割合が最も高くなっており、次いで「授業料などの学費」となっています。



【図表3-33：相談相手】

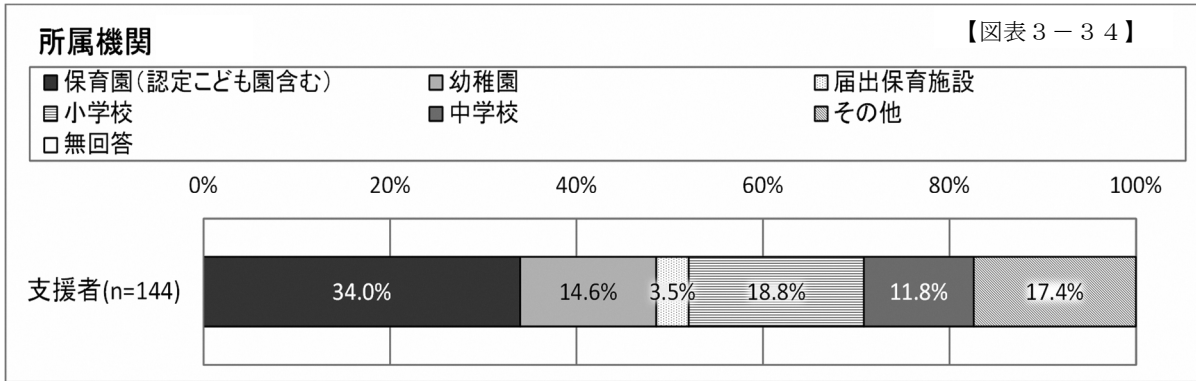
相談相手については、「友だち」の割合が最も高くなっており、次いで「親」「学校の先生」「兄弟姉妹」となっています。「誰もいない」の割合については、3.9%となっています。



(4) 支援者アンケートの主要結果

【図表3-34：支援者の所属機関】

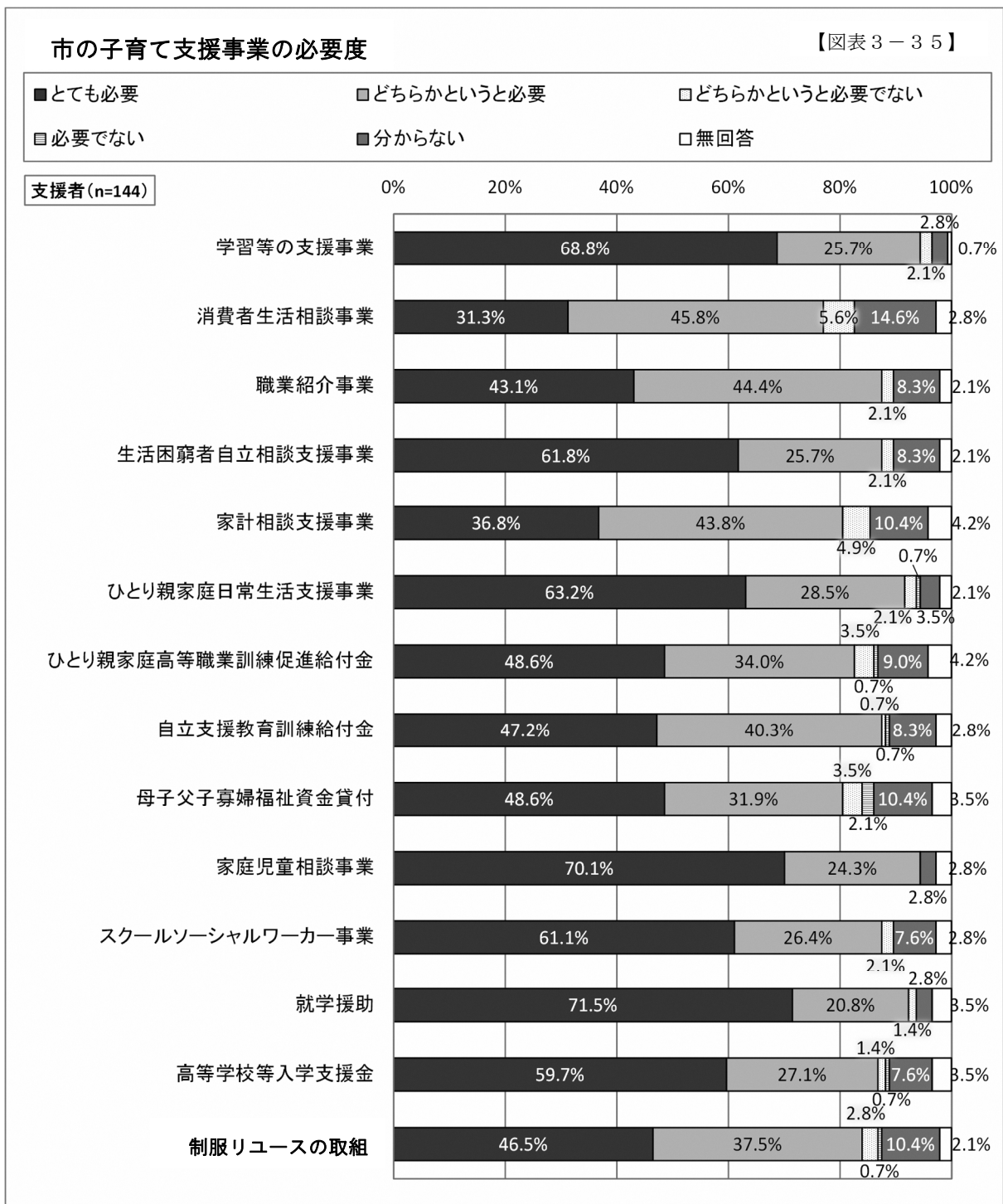
「保育園（認定こども園含む）」の割合が最も高くなっており、次いで「小学校」「その他」「幼稚園」「中学校」「届出保育園」となっています。



【図表3-35：市の子育て支援事業の必要度】

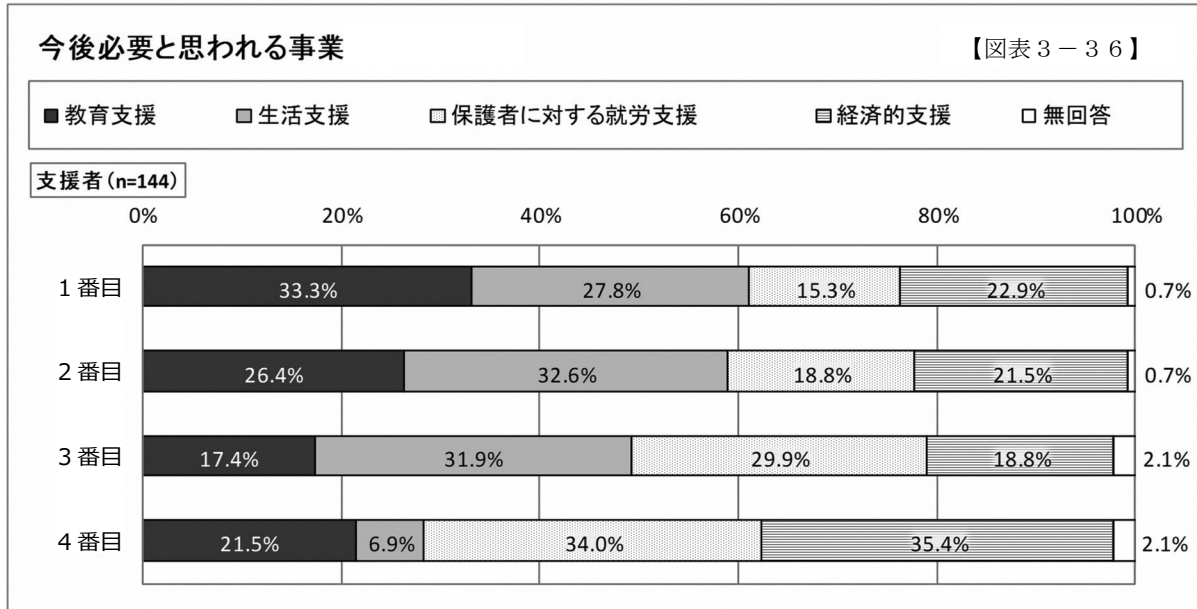
「就学援助」、「家庭児童相談事業」、「学習等の支援事業」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」、「生活困窮者自立相談支援事業」、「スクールソーシャルワーカー事業」の順で「とても必要」の割合が高くなっており、いずれも6割以上となっています。

「とても必要」と「どちらかという必要」を合わせた値でみると、「学習等の支援事業」、「家庭児童相談事業」、「就学援助」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」の順で高く、いずれも9割以上となっています。



【図表3-36：今後必要と思われる事業】

【教育支援】【生活支援】【経済的支援】【保護者に対する就労支援】の順で割合が高くなっています。



4. 子どもの生活に関するアンケートにおける子どもの貧困率

(1) 子どもの貧困率の算出

OECDの作成基準に基づき、子どもの生活に関するアンケートの保護者調査における世帯員の人数と可処分所得から等価可処分所得（可処分所得÷世帯員の人数の平方根）を算出し、等価可処分所得中央値50%未満（貧困線未満）の階層を相対的貧困の世帯とし、子どもの貧困率を算出しています。

算出の結果、等価可処分所得中央値は225万円、相対的貧困の世帯の割合は17.3%、子どもの貧困率は19.1%となっています。【図表3-37参照】

【図表3-37：等価可処分所得における階層の分類】

階層	世帯の割合	子どもの割合
等価可処分所得中央値（225万円）以上の階層	52.1%	47.5%
等価可処分所得中央値未満から60%以上の階層	24.7%	27.4%
等価可処分所得中央値の50%以上60%未満の階層	5.9%	6.1%
等価可処分所得中央値の50%未満の階層（貧困線未満）	17.3%	19.1%

※各割合については、小数点第2位を四捨五入して算出

（貧困率算出の注意事項）

- 子どもの実態調査では、可処分所得について100万円～150万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握しているため、選択肢の上限値と下限値の平均値を用いて等価可処分所得を算出しています。（可処分所得が「100～150万円」の場合、可処分所得を125万円として等価可処分所得を算出しています。）
- 小・中学生のいる保護者を対象にした調査で得られたデータをもとに、「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」を算出しています。調査対象者などが国民生活基礎調査と異なるため、国が公表している子どもの貧困率とは純粋な比較ができません。

(2) 生活困難層の割合

子どもの貧困率19.1%については、子どもの生活に関するアンケートにおける所得階層から算出していますが、子どもの貧困の問題は、所得以外にも多くの要因が関連しています。

そのため、子どもの生活に関するアンケートでは、子どもの貧困状態を世帯の所得額だけでなく家庭環境全体で把握するため、所得に加え、「経済的理由による生活の制限」や「子どもの体験や所有物の欠如」の項目にも着目し、1つでも該当する世帯を生活困難層と位置付け、その割合を算出しています。【図表3-38参照】

算出の結果、生活困難層の条件に2つ以上該当する生活困難層の困窮層の割合は13.8%、いずれか1つに該当する生活困難層の周辺層の割合は33.0%となっており、子どもの貧困率とは異なる数値となっています。【図表3-39参照】

子どもの貧困対策を総合的に推進していくためには、子どもの貧困率に着目するだけでなく、生活困難層の周辺層を含め、さまざまな支援を実施することにより、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

【図表3-38：生活困難層の条件】

条件項目		条件内容
所得	条件Ⅰ	等価可処分所得が中央値の50%未満の層（貧困線未満） 【33 ページ図表 3-37 参照】
経済的理由による生活の制限	条件Ⅱ	保護者調査項目中、「経済的理由による生活の制限」の15項目のうち、「よくあった」あるいは「ときどきあった」を3つ以上選択【20 ページ図表 3-19 参照】
子どもの体験や所有物の欠如	条件Ⅲ	小学6年生調査及び中学3年生調査項目中、「過去1年間に家族と一緒にしたこと」について、「13. したことがない」を選択【16 ページ図表 3-12 参照】
	条件Ⅳ	小学6年生調査及び中学3年生調査項目中、「次のものを持っているか」の所有物8項目のうち、「持っていないが欲しい」あるいは「持っていないし欲しくもない」を3つ以上選択【17 ページ図表 3-13、図表 3-14 参照】

【図表3-39：生活困難層の割合】

生活困難層	困窮層	13.8%	4つの条件すべてに該当する世帯	0.3%
			3つの条件に該当する世帯	2.7%
			2つの条件に該当する世帯	10.8%
	周辺層	いずれか1つの条件に該当する世帯	33.0%	
一般層	いずれの条件にも該当しない世帯		55.3%	

※各割合については、小数点第2位を四捨五入して算出

5. 各調査対象における生活実態と貧困の関連

子どもの生活に関するアンケートを分析した結果、「小学6年生」「中学3年生」「保護者」「16～17歳の子ども」における生活実態と貧困の関連について以下の傾向にあります。

(※)

(1) 小学6年生の生活実態との関連

- 自分の部屋を持っていない傾向にあります。
- 学校の宿題にあまり取り組めていない傾向にあります。
- 学校外での学習経験(勉強に限らず、文化やスポーツも含む)も少ない傾向にあります。
- 「家族に学校のことを話さない」「家族と一緒にすることが少ない」「家族に大事にされていると思わない」「家族のことで悩んでいる」など、家族とのコミュニケーションに関して課題を抱えている傾向にあります。
- 「自分にはよいところがあると思うか」との質問に対し、「どちらかといえばそう思わない」傾向にあり、自己肯定感が低い傾向にあります。

(2) 中学3年生の生活実態との関連

- 自分の部屋を持っていない傾向にあります。
- 学校の宿題にあまり取り組めていない傾向にあります。
- 学習塾・進学塾に通っておらず、学校の授業にもついていけない傾向にあります。
- 最終学歴を「高等学校まで」と希望しやすい傾向にあります。
- 1週間の夕食の頻度が「週5、6日」と欠食がある傾向や、「朝ごはんが十分用意されていない日がある」など、家庭での食生活に課題を抱えている傾向にあります。

(3) 保護者の子育てに関する生活実態との関連

- 子どもに朝食・夕食を毎日食べさせていない傾向にあります。
- 手作りの食事ではない傾向にあります。
- 「休日に子どもと過ごす時間が少ない」「子どもの学習関係のことについて知らない、よく話さない」「子どもと一緒にすることが少ない」など子どもとのコミュニケーションに課題を抱えている傾向にあります。
- 「電気・ガス・水道などの支払が滞った」「食費を切りつめた」「子どもの塾や習い事をやめさせた。あきらめさせた。」など、経済的な理由による生活の制限を経験しており、「校納金」「学用品費」「給食費」「部活動費」「修学旅行費」などの教育費に負担を感じる傾向にあります。
- 「高校生以下の子どもの人数が4人以上」「父親が正社員・正規職員ではない」「家計を主に支えている世帯員が母親、祖父・祖母、叔父・叔母」「家計を支えている世帯員の年齢が39歳以下もしくは60歳以上」「父親の学歴が中学校卒業～高等学校中退」「母親の

学歴が中学校卒業～高等学校卒業」「ひとり親家庭」である世帯は貧困状態になりやすい傾向にあります。また、ひとり親家庭の約9割が母子世帯であり、母子世帯のうち5割以上が正社員・正規職員ではないという結果が得られました。

- 子どもの最終学歴について「中学校まで」「高等学校まで」を希望する傾向にあります。
- 子育てに関する相談相手について、相談できる人はいないが、必要性を感じており、生活支援を求める傾向にあります。また、配偶者といった身近な人を相談相手として選ぶにくい傾向にあります。
- 「住宅探しや住宅費を軽減する支援」「就職・転職のための支援」「給付金などの現金支給」といった経済的支援、就労支援を求める傾向にあります。

(4) 16～17歳の子どもの生活実態との関連

- 経済的な理由で塾や習い事をしていない傾向にあり、進学についても授業料などの学費を心配している傾向にあります。
- 毎日の生活を楽しいと思わない傾向にあり、そのような中で相談相手もおらず、ひとりで悩みを抱えている傾向にあります。

(※) 主要結果に含まれていない子どもの生活に関するアンケートにおける生活実態と貧困の関連についての傾向も掲載しています。

第4章 計画の基本方針について

1. 計画の基本方針

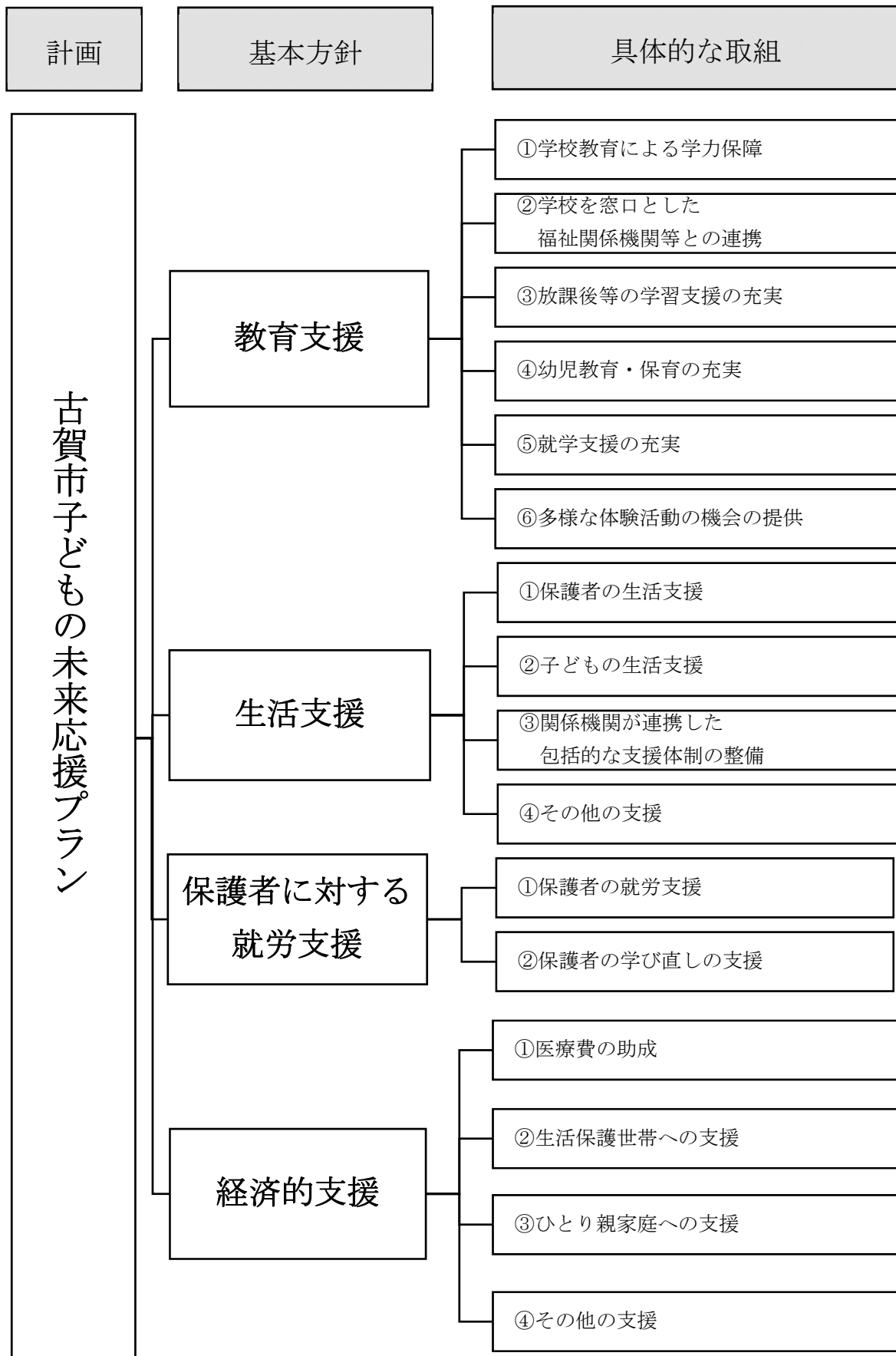
人口減少や高齢化による支援が必要な人を支える世代の減少、核家族化による子育て中の保護者の孤立、子育て知識の不足、雇用形態の変化、経済状況が不安定になることによる収入の減少など、子育て家庭を取り巻くさまざまな環境の変化は、子どもたちの将来に影響を及ぼしています。

古賀市では、これまでも経済的な理由をはじめとした困難な状況にある家庭の支援を進めてきましたが、その一方で、社会の変容により複雑・多様化した問題への支援が課題となっています。

そのため、本計画の策定にあたっては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける環境づくりを推進することが求められます。

そのため古賀市では、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの基本方針を柱としたさまざまな支援を行うと同時に、2017年度に実施した子どもの生活に関するアンケートの結果を踏まえ、本計画を策定します。【図表4-1参照】

【図表4-1：施策体系図】



第5章 計画の推進について

1. 子どもの貧困に関する指標

子供の貧困対策に関する大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困に関する指標を設定しています。

全国・福岡県・古賀市で比較できる指標については、「生活保護世帯に属する子ども」「スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率」「就学援助に関する周知状況」の3項目で、古賀市数値はいずれも全国数値、福岡県数値を上回っているため、今後もこれらの指標に関連する取組を継続していくことにより、全国、福岡県を上回る数値の維持に努めます。【図表5-1参照】

【図表5-1：子どもの貧困に関する指標】

指標	古賀市 数値	全国 数値	福岡県 数値	基準日・出典等
生活保護世帯に属する子ども				
高等学校等進学率	100%	93.3%	89.4%	【古賀市】福祉課（2016年4月1日現在）
高等学校卒業後 大学等進学率	50%	33.1%	35.1%	【全国】【福岡県】厚生労働省社会・ 援護局保護課調べ（2016年4月 1日現在）
スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率				
スクールソーシャル ワーカーの配置人数	1人	1,399人	109人	【古賀市】学校教育課（2015年度） 【全国】文部科学省初等中等教育 局児童生徒調べ（2015年度）
スクールカウンセラーの 配置率（小学校）	(※) 100%	58.5%	36.8%	【福岡県】教育庁教育振興部義務 教育課調べ（2015年度）
スクールカウンセラーの 配置率（中学校）	(※) 100%	88.4%	100%	
就学援助に関する周知状況				
毎年度の進級時に学校で 就学援助制度の書類を配布 している市町村の割合	実施	70.5%	60.7%	【古賀市】学校教育課（2015年度） 【全国】文部科学省初等中等教育 局児童生徒調べ（2015年度）
入学時に学校で 就学援助制度の書類を配布 している市町村の割合	実施	69.6%	63.9%	【福岡県】教育庁教育振興部義務 教育課調べ（2015年度）

(※) スクールカウンセラーは複数の学校を兼務しているため、各学校に1人の配置ではありません。

生活保護世帯に属する子どもの指標については、学校でのきめ細かな対応や関係機関の連携により、子どもたちが経済的な理由で進学を諦めない取組を継続します。

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率の指標について、スクールソーシャルワーカーは、学校・家庭・地域環境の改善に向けた支援ネットワークの構築に不可欠のため、継続して配置します。また、スクールカウンセラーについては、学校におけるカウンセリング機能の充実に不可欠のため、引き続き100%の配置率になるように取り組みます。

就学援助に関する周知状況の指標については、引き続き教育委員会と学校が連携し、進級時や入学説明会等で就学援助をはじめとした保護者負担軽減制度について周知します。

また、子どもの生活に関するアンケートの結果を踏まえ、古賀市独自に指標を設定することにより、指標の改善に向けた取組を推進します。【図表5-2参照】

【図表5-2：子どもの生活に関するアンケートにおける古賀市の指標（※）】

指標		古賀市 数値
アンケート対象	アンケート項目	
小学6年生	小学6年生で1週間の朝食の頻度について 「毎日食べる」以外を回答した割合	18.0%
中学3年生	中学3年生で1週間の朝食の頻度について 「毎日食べる」以外を回答した割合	21.8%
保護者	ひとり親家庭の保護者の仕事について 「正社員・正規職員」と回答した割合	42.3%
保護者	子育てに関する相談相手の必要性・有無について 「相談できる人はいないが必要性を感じている」と回答した割合	6.4%
保護者	ひとり親家庭で、子育てに関する相談相手の必要性・有無について 「相談できる人はいないが必要性を感じている」と回答した割合	18.8%

（※）無回答を除いて指標を算出しているため、アンケート結果と異なります。

2. 計画の推進に向けて

「基本方針を柱とした計画の推進」「支援事業の周知による計画の推進」「地域の連携による計画の推進」の3項目を中心に、古賀市子どもの貧困対策推進委員会を主体に、全庁をあげ本計画を推進します。

(1) 基本方針を柱とした計画の推進

子どもの貧困問題は、経済的な課題が一つの要因になっていますが、保護者の養育課題や子どもとのコミュニケーション不足等、さまざまな要因が絡むことにより課題が大きくなっていることがあります。

【教育支援】【生活支援】【保護者に対する就労支援】【経済的支援】の4つの基本方針を柱として、子どもやひとり親家庭をはじめとした保護者に対し、各支援事業の連携した取組を実施することにより、貧困の連鎖を断ち切っていくことが重要であり、4つの基本方針を柱とした取組を推進します。

(2) 支援事業の周知による計画の推進

子どもの生活に関するアンケートの結果では、保護者全体の7割以上が、「家計相談支援事業」「ひとり親家庭日常生活支援事業」「生活困窮者自立相談支援事業」の子育て支援事業を知らない状況となっています。【23ページ図表3-23参照】

古賀市が実施している各支援事業が十分に認識されず、支援に結びついていない状況が考えられるため、今後は各支援事業について広報紙やホームページ等の活用と効果的な周知方法を検討し、市民へ広く周知を図ります。

(3) 地域の連携による計画の推進

貧困により社会的孤立に陥ることがないように地域全体の問題として、市民と行政が一体となった取組を展開していくことが重要となります。

そのため、行政だけでなく、家庭をはじめ、学校や地域、民生委員・児童委員、主任児童委員、事業所、NPO、ボランティア、その他関係機関・団体等が相互に連携し、取組を推進します。

第6章 具体的な取組について

1. 教育支援

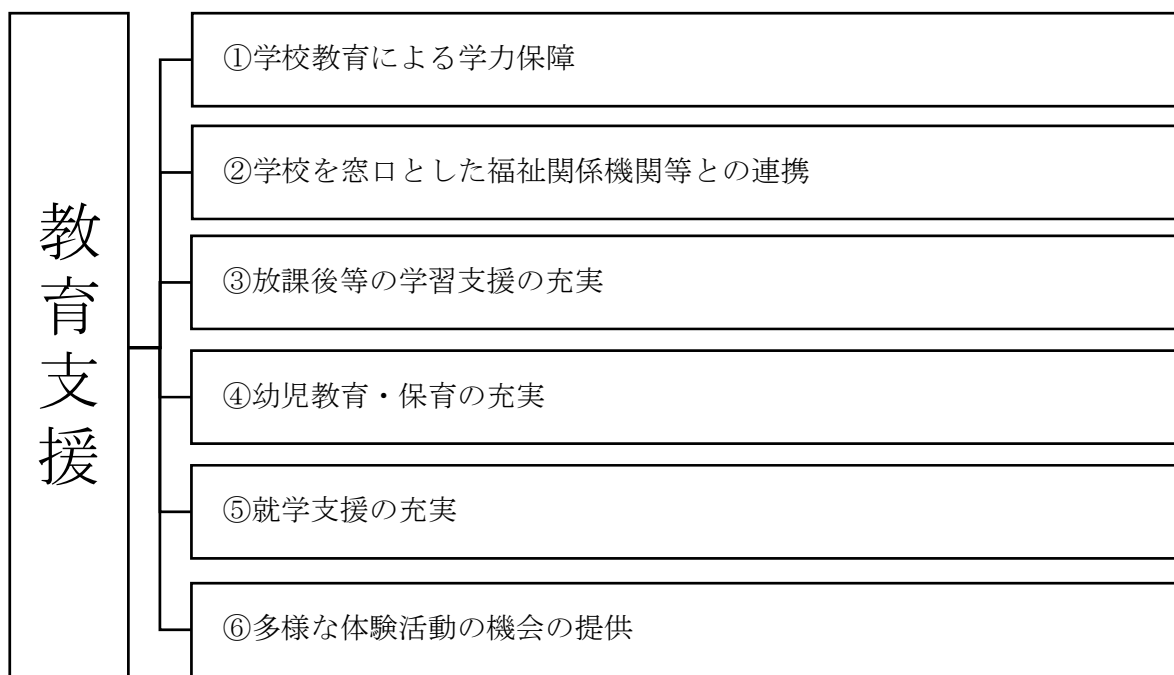
子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条には、「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

義務教育制度の下、すべての子どもに教育の機会の均等が確保されていますが、一方で、不登校やいじめをはじめとしたさまざまな問題が全国的に発生しています。これらの問題に対応するため、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして将来多様な選択をすることができるように支援していく必要があります。

子どもの生活に関するアンケートの結果では、世帯の収入に関係なくすべての子どもが均等に学力を身につけることができること【21ページ図表3-20参照】、自己肯定感を育むため成功体験を増やしていくこと【22ページ図表3-22参照】等が求められています。また、今後最も必要と思われる事業について「教育支援」の割合が最も高くなっています。【32ページ図表3-36参照】

そこで、古賀市では、以下の施策体系に基づき教育支援を推進します。【図表6-1参照】

【図表6-1：教育支援の施策体系図】



① 学校教育による学力保障【図表6-2参照】

原則全小中学校35人以下学級にするための少人数学級対応講師や小学校適応促進補助員の配置をはじめとした古賀市独自の人的配置により、児童生徒に応じたきめ細かな指導を推進し、環境に左右されない確かな学力の保障に取り組みます。

【図表6-2：学校教育による学力保障における主な取組】

事業名等	概要	所管課
少人数学級 対応講師の配置	小中学校に必要な応じて講師を配置し、少人数指導によるきめ細かな学習指導や学習支援を行うことで、すべての児童生徒の学力向上を図ります。	学校教育課
小学校適応促進 補助員の配置	環境の変化に対応できず学習や生活に困難が生じる児童のため、小学校に補助員を配置し、児童の学力向上と学級の健全化を図ります。	学校教育課
学習支援アシスタント 派遣事業	市内小中学校における授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習、そして実技指導等に学習支援アシスタントを派遣し、児童生徒への学習支援を行います。	学校教育課

② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携【図表6-3参照】

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員の配置を充実するとともに、福祉関係機関等との連携体制を構築し、児童生徒を福祉的な面から支援します。

【図表6-3：学校を窓口とした福祉関係機関等との連携における主な取組】

事業名等	概要	所管課
スクールソーシャル ワーカー配置事業	児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域環境の改善に向け、小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、支援ネットワークの構築を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー 配置事業	学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、小学校にスクールカウンセラーを派遣し、相談体制の整備を図ります。	学校教育課
心の教室相談員 配置事業	児童生徒の悩み等を気軽に相談できる身近な存在として、心の教室相談員を配置し、心にゆとりをもてる環境づくりを図ります。	学校教育課

③ 放課後等の学習支援の充実【図表6-4参照】

スタンドアローン（一人で立つ）支援事業や放課後子供教室事業をはじめとした学校外における放課後等の学習支援を充実することにより、学校外でも子どもが学習できる居場所を確保するとともに、子どもの状況に配慮した支援も行います。

【図表6-4：放課後等の学習支援の充実における主な取組（※）】

事業名等	概要	所管課
スタンドアローン（一人で立つ）支援事業	中学生を対象に、将来に希望を抱き自立した社会生活を営めるように家庭学習支援・社会体験学習支援・居場所の提供を行います。	隣保館
放課後子供教室事業	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会の提供により、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	青少年育成課
居場所づくり事業	市内3箇所の児童館において0～18歳までの子どもたちの居場所づくりを行います。	青少年育成課

（※）生活支援の子ども居場所づくりにも該当します。

④ 幼児教育・保育の充実【図表6-5参照】

家庭環境に関わらず、子どもの健やかな育ちを支援するため、社会性や協調性、自主性を育み生きる力を育成します。

【図表6-5：幼児教育・保育の充実における主な取組】

事業名等	概要	所管課
子ども発達支援事業	乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・訓練・検査・紹介などの適切な支援を行います。	子育て支援課
保育園・幼稚園の地域開放	就学前の異年齢児とのふれあいの機会を増やすため、保育園や幼稚園を地域に開放します。	子育て支援課
支援者の資質向上	市内保育園の保育士や幼稚園の教諭向けに研修会等を実施し、発達に特性をもつ子どもたちへの支援につなげます。	子育て支援課

⑤ 就学支援の充実【図表6-6参照】

就学援助や特別支援教育就学奨励費の支給、古賀市独自に実施している制服リユースの取組や高等学校等入学支援金支給制度をはじめとした事業の実施により、就学支援の充実を図ります。

【図表6-6：就学支援の充実における主な取組】

事業名等	概要	所管課
要保護・準要保護 児童・生徒就学援助 事業	児童・生徒がいる要保護及び準要保護世帯を対象に、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助します。	学校教育課
特別支援教育 就学奨励費	要保護・準要保護世帯以外で特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者を対象に、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助します。	学校教育課
制服リユースの取組	不用になった市内中学校・近隣の高等学校の制服をお預かりし、必要な方へお譲りします。	学校教育課
高等学校等入学支援金 支給制度	経済的理由で高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、入学に伴う費用の一部を支給し、進路実現を支えます。	学校教育課
(独)日本スポーツ 振興センター共済掛金 保護者負担額補助	要保護及び準要保護世帯に対して、災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を援助します。	学校教育課
奨学金等に関する リーフレットの配付	市内中学校3年生に対し、奨学金等の経済的支援の情報が掲載してあるリーフレット「夢をあきらめないで」を配付します。	学校教育課
引き出しリユース	市内全小学校において、卒業生の引き出しを新1年生の引き出しとして再利用します。	学校教育課
数のおけいこ セットの整備	市内全小学校において、算数の学習に必要な「数のおけいこセット」を学校に整備し、一人ひとりの児童が使えるようにします。	学校教育課
計算カードの配付	市費で「計算カード」を購入し、小学校新1年生の入学時に配付します。	学校教育課
適応指導教室 (あすなる教室)	市内小・中学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、体験活動や自主学習などを通じて、人間的成長と社会的自立を促し、児童生徒の学校復帰に向けた支援に取り組みます。	学校教育課

事業名等	概要	所管課
特別支援教育相談室 (ひまわり教室)	支援を要する児童生徒に対して、各小中学校を巡回し、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携しながら、個に応じた適切な支援・相談体制の充実を図ります。	学校教育課
通級指導教室事業	学習や行動およびコミュニケーション、言葉などが気になる児童生徒が通級指導教室に通級することで、個に応じた指導を行い、改善を図ります。	学校教育課

⑥ 多様な体験活動の機会の提供【図表6-7参照】

市内3中学校で実施している職業体験学習「ドリームステージ」や青少年体験活動推進事業等をはじめとした多様な体験活動を通じて、自己肯定感の向上や生活習慣の改善等を図ります。

【図表6-7：多様な体験活動の機会の提供における主な取組】

事業名等	概要	所管課
古賀市中学生 職業体験学習 「ドリームステージ」	中学生が幅広い職業体験をする機会をつくり、望ましい勤労観、職業感を育てるキャリア教育を推進するため、中学2年生を対象に5日間の職業体験学習「ドリームステージ」を実施します。	学校教育課
英会話体験学習事業	市内小学校の児童を対象に、夏休み英会話教室を実施し、英語によるコミュニケーション力の向上と異文化理解を図ります。	学校教育課
青少年体験活動 推進事業	さまざまな活動の場を提供し、併せてさまざまな人が関わり活動することで、参加者一人ひとりの自尊感情の高揚を感じられるよう支援を行います。	青少年育成課
通学合宿事業	集団合宿生活を体験することで、家庭の大切さを認識し、協調性、自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成することを目的に実施します。	青少年育成課
じんけん平和教室	小学生を対象に、フィールドワークを中心とした平和学習を行い、命の大切さ戦争の悲惨さを学ぶことで人権意識高揚につなげます。	隣保館

事業名等	概要	所管課
ひだまりパスポート (異文化教室)	小学生を対象に、古賀市近郊に在住の外国の方や長期海外生活経験者を講師にお招きし、他国の言語や異文化の学習、遊びを通し体験学習を行います。	隣保館
古賀市次世代 人権リーダー育成事業	古賀市内に居住している満年齢 15 歳以上 20 歳未満の者（中学校在学中の者を除く）を対象に、人権関連施設へのフィールドワーク等を通して、さまざまな人権問題の解決をめざし積極的に活動する古賀市人権リーダーの育成を図ります。	人権センター

2. 生活支援

子どもの貧困対策の推進に関する法律第11条には、「国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

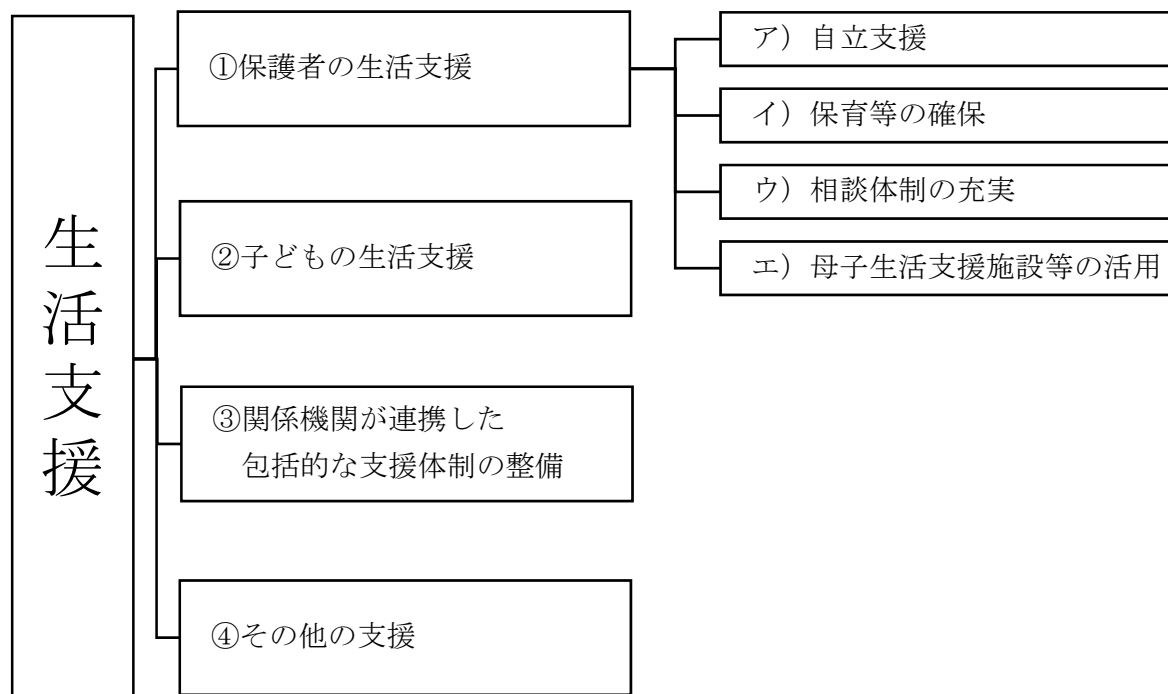
経済的に困難な状況にある世帯は、生活習慣や健康、子育てに対する意識など、課題が混在しています。特にひとり親家庭では、保護者が仕事と子育てを両立しなければならないため、働き方への制限や子どもとの関わりの減少をはじめとしたさまざまな課題を抱えています。そのため、社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じるなど、生活に関する支援のために必要な施策を講じる必要があります。

子どもの生活に関するアンケートの結果では、生活支援に関する事業（家庭児童相談事業、ひとり親家庭日常生活支援事業等）の必要度が高くなっています。【31ページ図表3-35参照】一方で、保護者に対し同事業の周知を効果的に実施していくことが求められています。

【23ページ図表3-23参照】

そこで、古賀市では、以下の施策体系に基づき生活支援を推進します。【図表6-8参照】

【図表6-8：生活支援の施策体系図】



① 保護者の生活支援

自立支援、保育等の確保、相談体制の充実、母子生活支援施設の活用を中心に保護者の生活支援を実施します。

ア) 自立支援【図表6-9参照】

生活困窮者自立相談支援事業を中心とした包括的な支援、家庭生活支援員の派遣によるひとり親家庭への支援等により保護者の自立支援を推進します。

【図表6-9：自立支援における主な取組】

事業名等	概要	所管課
生活困窮者 自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の策定などの支援を行います。	福祉課
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。	福祉課
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭において、一時的に日常生活に支障が生じ、生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りの支援をします。	子育て支援課
家庭児童相談	家庭における子どもの養育や子どもをとりまく家庭の人間関係について家庭児童相談員が相談に応じます。	子育て支援課
DV 対策事業	DV に悩む対象者の相談等に応じることや保護することにより、権利を擁護するとともに生活の支援をします。	子育て支援課
子育て応援 サポーター	地域の中で子育ての応援ができるよう、子育て応援サポーターの活動を推進し、保護者を支援します。	子育て支援課
生活相談事業	隣保館の相談窓口及び隣保館が管理する施設周辺住民を中心に、さまざまな相談を受け入れる体制を作り、関係部署（機関）と連携することで問題解決へ繋がります。	隣保館
ファイナンシャル プランナー相談事業	市税などの滞納者を対象に納税相談を行い、借金の整理や家計の見直しなど、滞納者の生活再建を支援します。	収納管理課

イ) 保育等の確保【図表6-10参照】

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、待機児童対策の推進や特別保育事業の実施等を通して、保護者の生活を支援します。

【図表6-10：保育等の確保における主な取組】

事業名等	概要	所管課
待機児童対策	増大する保育需要に対応するため、保育所の施設整備による受け入れの拡充や雇上げ補助などの保育の確保に取組み、待機児童ゼロをめざします。	子育て支援課
特別保育事業	① 仕事等でやむを得ない場合等、保育時間を延長して児童を預かります。(延長保育) ② 病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュ等、昼間一時的に保育ができない場合に、児童を預かります。(一時預かり) ③ 日曜、祝日に、仕事でやむを得ない場合等に、児童を預かります。(休日保育)	子育て支援課
保育所入所支援	保育所の入所の選考の際、ひとり親家庭には基準に基づいた加算を行い配慮します。また、特別な支援を要する場合には相談機関等と連携し基準に基づいた優先的な入所等を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	① 1歳から小学校6年生までの病気中の児童を家庭で育児することが困難な場合に児童を預かります。(病児保育) ② 生後6か月から小学校6年生までの病気回復期の児童を家庭で育児することが困難な場合に児童を預かります。(病後児保育)	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時などに、乳児院や児童養護施設等で短期間子どもを預かります。	子育て支援課

ウ) 相談体制の充実【図表6-11参照】

子育てによる孤立化、不安の軽減を図るため、相談体制の充実を図ります。

【図表6-11：相談体制の充実における主な取組】

事業名等	概要	所管課
乳児家庭 全戸訪問事業	概ね4か月までの乳児がいる家庭を、保健師・助産師・保育士等が訪問し、乳児の発育状況の確認をはじめ、保護者の悩み等にも対応します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業で把握した養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児や保護者に対し支援を行います。	子育て支援課
乳幼児親子 交流事業	市内3箇所の児童館において、乳幼児事業をはじめ乳幼児とその保護者、保護者同士また、保護者と職員との日常的な交流の中で支援を行います。また、つどいの広場でんでんむしにおいて、保護者の育児相談をはじめ、さまざまな相談を受け、適切な支援につなげます。	青少年育成課 子育て支援課
家庭児童相談 【再掲】	家庭における子どもの養育や子どもをとりまく家庭の人間関係について家庭児童相談員が相談に応じます。	子育て支援課
各種 健（検）診事業	① 特定健康診査やがん検診を実施します。また、受診後には、精密検査受診の奨励や保健師・管理栄養士等による保健指導を実施します。 ② 乳幼児の疾病予防や発育の確認などによる健康の保持・増進につなげるため乳幼児健診を実施し、支援が必要な場合は、関係機関と連携し、適切な支援を行います。（乳幼児健康診査）	予防健診課 子育て支援課
その他健康相談	体や心に関する各種相談、医療機関等の情報提供を行います。保健師・管理栄養士等による電話や窓口での相談だけでなく、本人からの希望や必要に応じて家庭訪問を行います。	予防健診課 子育て支援課
子育て支援等 情報発信	子育て世帯が知りたい子育て情報等について、広報こが、市ホームページ、子育てBOOK、子育て情報誌、子育て支援アプリ等さまざまな方法で情報提供します。	子育て支援課

事業名等	概要	所管課
ゲートキーパー研修	市民を対象としたゲートキーパー研修を開催します。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人を地域に増やす取組を行います。	予防健診課

エ) 母子生活支援施設等の活用【図表6-12参照】

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対し、母子生活支援施設等において心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら自立を支援しています。

【図表6-12：母子生活支援施設等の活用における主な取組】

事業名等	概要	所管課
母子生活支援施設入所管理事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭等の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に施設に入所することを支援します。	子育て支援課

② 子どもの生活支援【図表6-13参照】

子どもの居場所づくりや生活習慣に関する支援等を行うことにより、子どもの生活支援を行います。

【図表6-13：子どもの生活支援における主な取組】

事業名等	概要	所管課
スタンドアローン (一人で立つ) 支援事業 【再掲】	中学生を対象に、将来に希望を抱き自立した社会生活を営めるように家庭学習支援・社会体験学習支援・居場所の提供を行います。	隣保館
放課後子供教室事業 【再掲】	市内8小学校区(学校及び地域の公民館)で、週1~2回程度、放課後の時間帯を活用し居場所づくりを行います。	青少年育成課
居場所づくり事業 【再掲】	市内3箇所の児童館において0~18歳までの子どもたちの居場所づくりを行います。	青少年育成課
青少年相談事業	青少年が抱えるさまざまな悩みや課題に関する相談に対応し支援を行います。また、保護者や学校からの相談に対し支援を行います。	青少年育成課
小野小健康づくり プロジェクト (2019年度まで)	学校と福岡女学院看護大学、行政が連携し、子どもたちの生活習慣病予防について、成長発達期の骨の成長について正しく理解し、規則正しい生活習慣を身につけ、個人の自己管理能力の向上を図ることを目的として、骨密度測定や保健学習を実施しています。	予防健診課
小中学校フェスタ などでの骨密度測定	フェスタなど学校行事の場を活用して骨密度測定等を行うことにより、子どもやその保護者等に対し、生活習慣を見直す働きかけや健康意識の向上を図る取組を行います。	予防健診課
健康チャレンジ 10か条の普及啓発	子どもたちの発育・発達を促し、将来にわたり生活習慣病を予防するため、一人ひとりが毎日実践・継続できる健康づくりの取組として「健康チャレンジ10か条」の普及啓発に取り組みます。	予防健診課
子ども クッキング教室	調理実習と試食を通して、正しい食生活の基礎知識を子どもたちとその保護者に伝え、楽しみながら食について学べる教室を年1回開催しています。	予防健診課

事業名等	概要	所管課
古賀市要保護児童 対策地域協議会	児童虐待防止の啓発の取組や、関係機関と連携した支援対象児童等の早期発見や早期対応を行い、適切な支援につなげます。	子育て支援課

③ 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

子育て世代包括支援センターや自立相談支援機関を中心とした関係機関が連携して包括的な支援体制の整備を進めます。

④ その他の生活支援【図表6-14参照】

住宅支援をはじめとしたさまざまな取組による支援を行います。

【図表6-14：その他の生活支援についての主な取組】

事業名等	概要	所管課
住居確保給付金事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。	福祉課
市営住宅事業	中学生までの子どもがいる世帯に対して、市営住宅への入居時の収入基準を緩和します。	管財課
フードバンク活動 普及促進事業（県事業） の支援	福岡県が実施するフードバンク活動における市内の食品提供企業（食品製造業、卸売業、小売業等の食品関連事業者）とフードバンク団体が締結する「食品提供に関する合意書」締結を支援します。	環境課

3. 保護者に対する就労支援

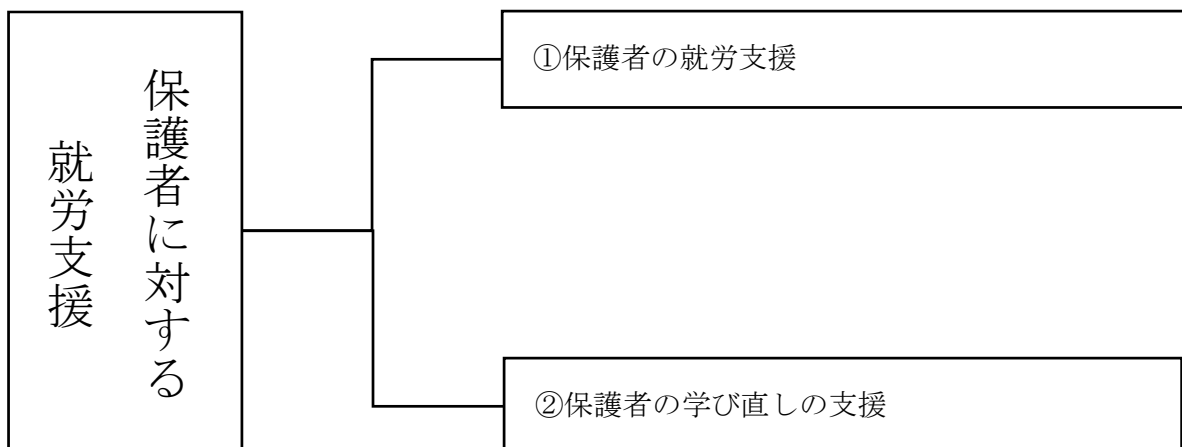
子どもの貧困対策の推進に関する法律第12条には、「国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

経済的に困難な状態を克服し生活の安定を図るためには、保護者が働いて収入を得ることが求められます。そのため、保護者の安定的な就業につながる支援や資格取得に対する補助などを実施していくことが必要です。

子どもの生活に関するアンケートの結果では、必要とする安定的な就労の支援につながる職業紹介事業の周知と利用を促す取組が求められています。【23ページ図表3-23参照】

そこで、古賀市では、以下の施策体系に基づき保護者に対する就労支援を推進します。【図表6-15参照】

【図表6-15：保護者に対する就労支援の施策体系図】



① 保護者の就労支援【図表6-16参照】

職業紹介事業を中心とした就職のあっせんなど総合的な支援を行います。また、自立相談支援機関を中心に関係各課にて就労支援会議を開催し、きめ細かな支援を実施します。

【図表6-16：保護者の就労支援における主な取組】

事業名等	概要	所管課
職業紹介事業	市役所に設置した無料職業紹介所において、相談員による就労支援を行います。	商工政策課
女性の活躍推進支援事業	女性の活躍推進を図るため、講座や交流会などによる起業や再就職の支援を行います。	コミュニティ推進課
学童保育所事業	各小学校区に学童保育所を開設し、児童が安心安全かつ健全に放課後等を過ごすことができる場を提供することにより、保護者の就労支援につないでいます。学童保育の利用にあたっては、生活保護及び就学援助受給世帯は料金を軽減します。	青少年育成課
生活保護受給者就労支援事業	生活保護を受給している人に対し、古賀市無料職業紹介所と連携し、職歴や特性に合った求職活動を支援します。	福祉課

② 保護者の学び直しの支援【図表6-17参照】

自立支援教育訓練給付金事業をはじめとした事業の実施により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

【図表6-17：保護者の学び直しの支援における主な取組】

事業名等	概要	所管課
母子父子家庭自立支援給付金事業	① ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、就業期間中の生活費の負担軽減のために、就業する期間(36ヶ月を上限)に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。(高等職業訓練促進給付金) ② ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。(自立支援教育訓練給付金)	子育て支援課
生業扶助費	① 生活保護を受給している人に、就職に必要な技能を修得するための費用を支給します。(技能修得費) ② 生活保護を受給している人に、就職のため直接必要とする費用を支給します。(就職支度費)	福祉課
就労支援パソコン教室	無料職業紹介所を通じ、就労又は事務職への転職を希望する方へ、就労に必要なパソコンスキルを習得してもらい、就労へつなげます。	隣保館

4. 経済的支援

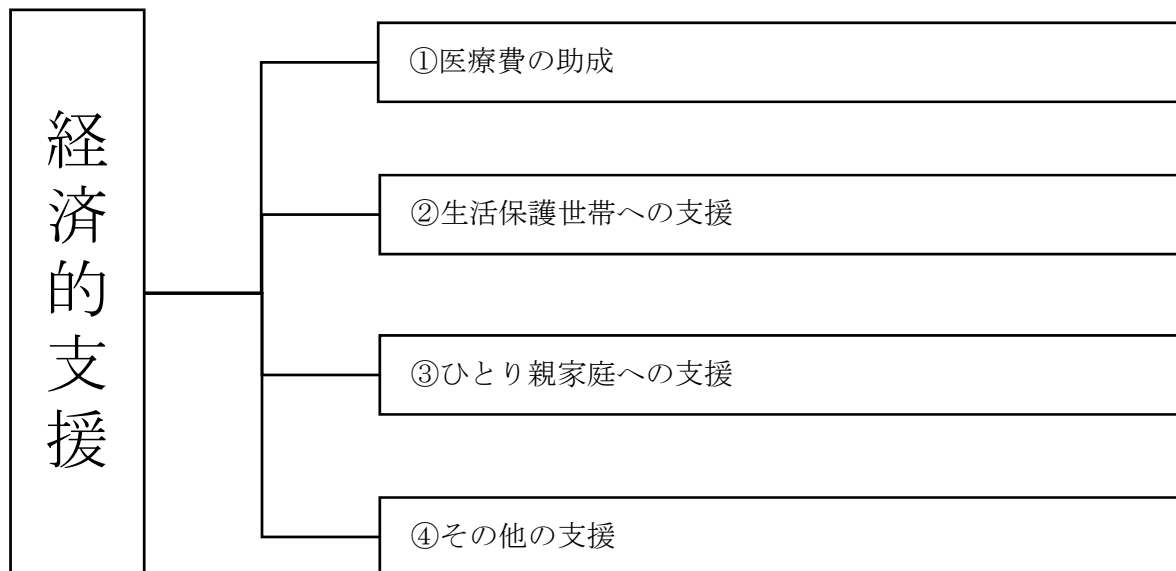
子どもの貧困対策の推進に関する法律第13条には、「国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

さまざまな事情により十分に就労できない世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であるとともに貧困の連鎖の解消を図る上で重要であり、医療費の助成をはじめとした支援が必要です。

子どもの生活に関するアンケートの結果では、子どもの医療費の助成や給付金などの現金支給をはじめとした経済的支援が求められています。【22ページ図表3-22参照】

そこで、古賀市では、以下の施策に基づき経済的支援を推進します。【図表6-18参照】

【図表6-18：経済的支援の施策体系図】



① 医療費の助成【図表6-19参照】

必要な医療を容易に受けることができるよう、医療費の本人負担分の軽減のための助成を行います。

【図表6-19：医療費の助成における主な取組】

事業名等	概要	所管課
子ども医療費支給事業	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、小学生までの通院及び18歳までの入院の医療費の一部を支給します。	市民国保課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、対象者である父母及び18歳までの子どもの医療費の一部を支給します。	市民国保課
重度障害者医療費支給事業	重度障害者の福祉の増進を図るため、対象者の医療費の一部を支給します。	市民国保課

② 生活保護世帯への支援【図表6-20参照】

高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対して経済的支援を行います。

【図表6-20：生活保護世帯への支援における主な取組について】

事業名等	概要	所管課
生業扶助費 (高等学校等就学費)	①高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給します。 ②高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、就学にかかる費用を支給します。	福祉課
進学準備給付金	大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、新生活の立ち上げ費用として一時金(自宅通学：10万円、自宅外通学：30万円)を給付します。	福祉課

③ ひとり親家庭への支援【図表6-21参照】

児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付等を通して、ひとり親家庭への経済的支援を行います。

【図表6-21：ひとり親家庭への支援における主な取組について】

事業名等	概要	所管課
ひとり親家庭等経済的支援事業 (児童扶養手当事業)	高校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、ひとり親の生活の安定を図り、自立を促進するため、手当を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、福岡県が各種資金の貸付を行っており、古賀市では、貸付時における相談及び面談を行います。	子育て支援課

④ その他の支援【図表6-22参照】

保育料の負担軽減や子育て世帯経済的支援事業等を通じて経済的支援を行います。

【図表6-22：その他の支援における主な取組について】

事業名等	概要	所管課
保育料の負担軽減 (保育園・認定こども園・幼稚園)	年収360万円未満相当のひとり親世帯や多子世帯等に対する保育料の軽減を行っています。今後は、幼児教育・保育の無償化による経済的負担軽減に取り組みます。	子育て支援課
子育て世帯経済的支援事業 (児童手当事業)	中学校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資するため、手当を支給します。	子育て支援課
障害者経済的支援事業 (特別児童扶養手当事業)	心身に障がいのある20歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るために、手当を支給します。	子育て支援課

事業名等	概要	所管課
妊婦健康診査費助成事業	母子手帳の交付時に、妊婦健診を公費で受けられる補助券の発行をはじめ、保健師・助産師等による各種相談、情報提供を行います。	子育て支援課

資料編

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年六月二十六日法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十六年政令第四号で平成二十六年一月十七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

○古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

平成30年4月12日

告示第94号

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、市が策定する子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり広く意見を聞くため、古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は審議する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子育て支援に関し知識及び経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 古賀市内保育所、幼稚園、小学校及び中学校に通う子どもの保護者
- (4) 古賀市内保育所、幼稚園、小学校及び中学校の教職員
- (5) 公募により選出された古賀市在住で18歳未満の子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が前条第2項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、その任を解くものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、会議の出席1回当たり2,500円とし、会議開催の都度支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3. 古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属又は推薦団体等
安倍 雅彦	古賀市小中学校長会
今里 憲一郎 (○)	古賀市小中学校長会
小川 真理子	古賀市民生委員・児童委員協議会
小金丸 史剛	古賀市小中学校PTCA連合会
多田 祐二	社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
内藤 公拡	古賀市子ども会育成会連合会
丸山 貴与仁	福岡県公立古賀競成館高等学校
森 保之 (◎)	国立大学法人 福岡教育大学
大和 美津代	古賀市保育所連盟

◎委員長、○副委員長

4. 古賀市子どもの貧困対策推進委員会要綱

○古賀市子どもの貧困対策推進委員会要綱

平成29年3月24日

／訓令第2号／教育委員会訓令第2号／

(設置)

第1条 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、古賀市子どもの貧困対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 子どもの貧困対策についての総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 子どもの貧困対策についての関係部課間の相互連携に関すること。

(3) その他子どもの貧困対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には保健福祉部長を、副委員長には教育部長をもって充てる。

3 委員には、前条に規定する所掌事務に関する部署の課等の長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(調整会議)

第5条 委員会の事務を補佐させるため、委員会に古賀市子どもの貧困対策調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議は、第2条に規定する所掌事務に関する部署の課等の長が推薦する職員をもって組織する。

3 調整会議の会議は、保健福祉部福祉課長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

5. 古賀市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿

保健福祉部長 (◎)
教育部長 (○)
学校教育課長
子育て支援課長
市民国保課長
商工政策課長
人権センター課長
青少年育成課長
福祉課長
隣保館長

◎委員長、○副委員長

6. 計画策定経過

計画策定経過

日時	内容
2018年6月29日	2018年第1回子どもの貧困対策推進委員会会議
2018年8月1日	2018年第2回子どもの貧困対策推進委員会会議
2018年10月25日	第1回古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会
2018年11月28日	2018年第3回子どもの貧困対策推進委員会会議
2018年12月5日	第2回古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会
2019年2月4日～3月7日	パブリック・コメント
2019年3月26日	第3回古賀市子どもの貧困対策推進計画策定委員会

7. 所管課連絡先

(50音順)

課名等	係名	連絡先
学校教育課	学事係	942-1130
	指導係	942-1348
環境課		942-1127
管財課	管財係	942-1168
子育て支援課	保育・手当係	942-1157
	子育て支援係	942-1515
	子ども家庭係	942-1159
コミュニティ推進課	男女共同参画係	942-1260
市民国保課	年金・医療係	942-1194
収納管理課		942-1124
商工政策課		942-1176
人権センター		942-1128
青少年育成課		942-1172
福祉課	福祉政策係・障害者福祉係	942-1150
	保護係	942-8290
予防健診課		942-1151
隣保館		943-4222

(2019年3月末現在)

8. 用語集

用語名		説明	主な掲載ページ
あ 行	NPO	Non-Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。	41
	OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development の略。「経済協力開発機構」と訳される。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、(1)経済成長 (2)貿易自由化 (3)途上国支援に貢献することを目的としている。	1
か 行	核家族	ひと組の夫婦とその未婚の子供からなる家族。	4
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。	52
	国勢調査	ある時点における人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる総務省所管の「全数調査」。5年周期で実施している。	4
	国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする厚生労働省所管の統計調査。	1
	子ども	本計画では17歳以下の者をさす。	1
	子どもの貧困率	子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。	1
さ 行	児童	法律等によって定義が異なる。 児童福祉法：年齢が満18歳に満たない者。 学校教育法：小学校の課程、特別支援学校の小学部の課程に在籍して、初等教育を受けている者。	7
	児童扶養手当	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当。	7

	用語名	説明	主な掲載ページ
さ 行	児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする児童福祉施設。	50
	重度障害者	次のいずれかに該当する人。 ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人 ・療育手帳 A (IQ35 以下) の人 ・身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B (IQ50 以下) の人 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の人	59
	主任児童委員	児童に関することを専門的に担当するために、児童委員のうち厚生労働大臣から指名され、児童福祉に関する機関との連絡・調整や児童委員の活動に対する援助・協力を行っている。	41
	準要保護世帯	市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯。	24
	小規模保育施設	0-3 歳未満児を対象とした、定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で行う保育施設。	5
	自立相談支援機関	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等の生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業を実施する機関。	54
	親族	6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族。	4
	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者。	39
	スクール ソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。	23
	生活保護	資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。	9
	青少年	青年と少年。	53
生徒	中等教育を受けている者。（中等教育・高等学校に在籍する者）	7	

用語名		説明	主な掲載ページ
さ 行	相対的貧困率	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額。2015 年は 122 万円）を下回る可処分所得しか得られていない者の割合。	1
た 行	DV	domestic violence の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力。(身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む)	49
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	45
	届出保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長・中核市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外の施設の総称。	30
な 行	乳児	出生から満 1 歳未満までをさす。	51
	乳児院	家庭で適切な保護が受けられない乳児を収容して養育する児童福祉施設。	50
	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。	44
	認定こども園	幼稚園および保育所等における小学校就学前の子供に対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。	5
は 行	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	52
ま 行	民生委員・児童委員	「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じ支援を行う。	41

用語名		説明	主な掲載ページ
や 行	幼児	乳児期満了（満1歳）から学齢（小学校就学）までをさす。	44
	要保護世帯	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者。）の世帯。	24
ら 行	労働力状態	15歳以上の人について、国勢調査の「調査週間」に「仕事をしたかどうかの別」により、就業者や完全失業者等に区分したもの。	8

古賀市子どもの未来応援プラン

編集・発行

古賀市（保健福祉部 福祉課）

〒811-3116 古賀市庄205番地

TEL：092-942-1150

FAX：092-942-1154

2019年3月

